

新座市立地適正化計画 防災指針

令和7(2025)年9月

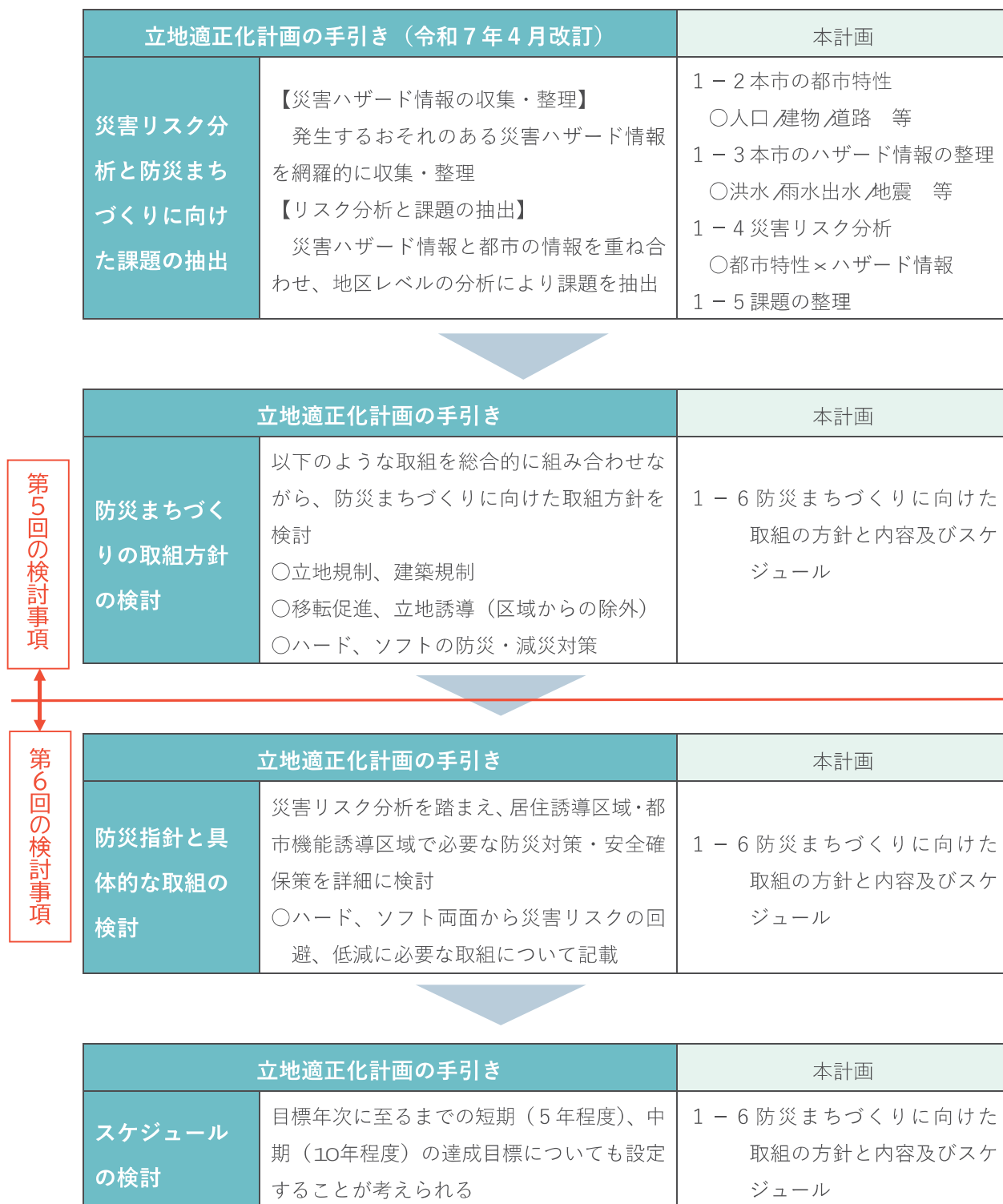
目 次

1	防災指針	1
1-1	防災指針について	1
(1)	防災指針の目的	2
(2)	防災指針検討の流れ	2
(3)	対象とする災害	3
(4)	災害リスク分析の内容	4
1-2	本市の都市特性	5
(1)	人口分布	5
(2)	建物分布	6
(3)	木造建物分布	7
(4)	旧耐震基準建物分布	8
(5)	要配慮者利用施設	9
(6)	道路網	10
(7)	指定緊急避難場所	12
(8)	大規模盛土造成地	14
(9)	住宅密集地	16
1-3	本市のハザード情報の整理	18
(1)	洪水（外水氾濫）	18
(2)	雨水出水（内水）	25
(3)	土砂災害	28
(4)	地震	32
1-4	災害リスク分析	39
(1)	分析の視点	39
(2)	災害リスク分析	40
1-5	課題の整理	52
(1)	各災害に対する主な課題箇所	52
(2)	災害に強いまちの形成に必要な課題	56
1-6	防災まちづくりに向けた取組の方針と内容及びスケジュール	57
(1)	各災害共通の取組	57
(2)	洪水（外水氾濫）・雨水出水（内水）に関する取組	58
(3)	土砂災害に関する取組	60
(4)	地震に関する取組	61
1-7	目標値の設定	63

1 防災指針

1-1 防災指針について

図 防災指針の検討の流れ



(1) 防災指針の目的

防災指針では、防災のためのハザード情報を用いて、都市における災害リスクを分析し、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保していくために、計画的な防災・減災対策の取組を定めます。

特に本計画で定める居住誘導区域内において、どのような災害リスクがあるかを分析し、リスクの回避や低減を図るための取組について整理します。

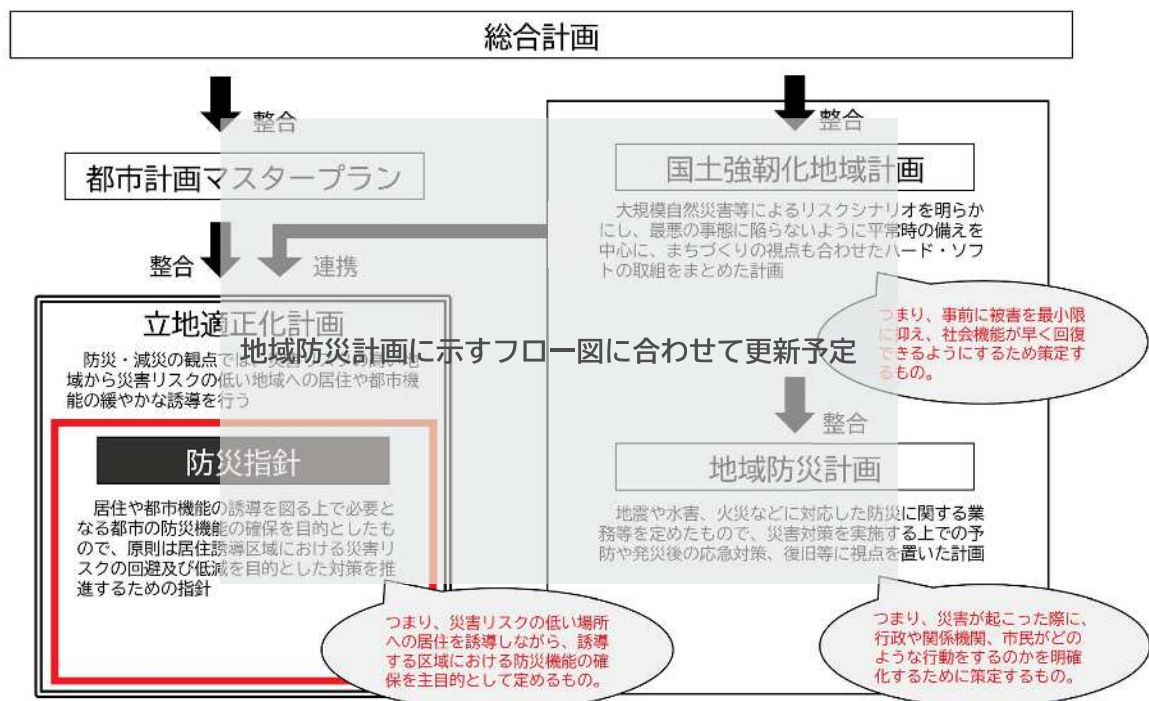
(2) 防災指針検討の流れ

検討対象区域は居住誘導区域内を中心としますが、居住誘導区域外にも住民がいることを踏まえ、市全域を対象に検討を進めます。

また、防災指針を定めるにあたっては、分析に必要な都市の特性及びハザード情報を確認し、特にリスクが高いエリアにおける重点的な分析も踏まえ、防災・減災対策の具体的な取組の方針とその内容及びスケジュールを検討します。

なお、本市における防災に係る主な計画とその位置付けのイメージについては以下のとおりです。

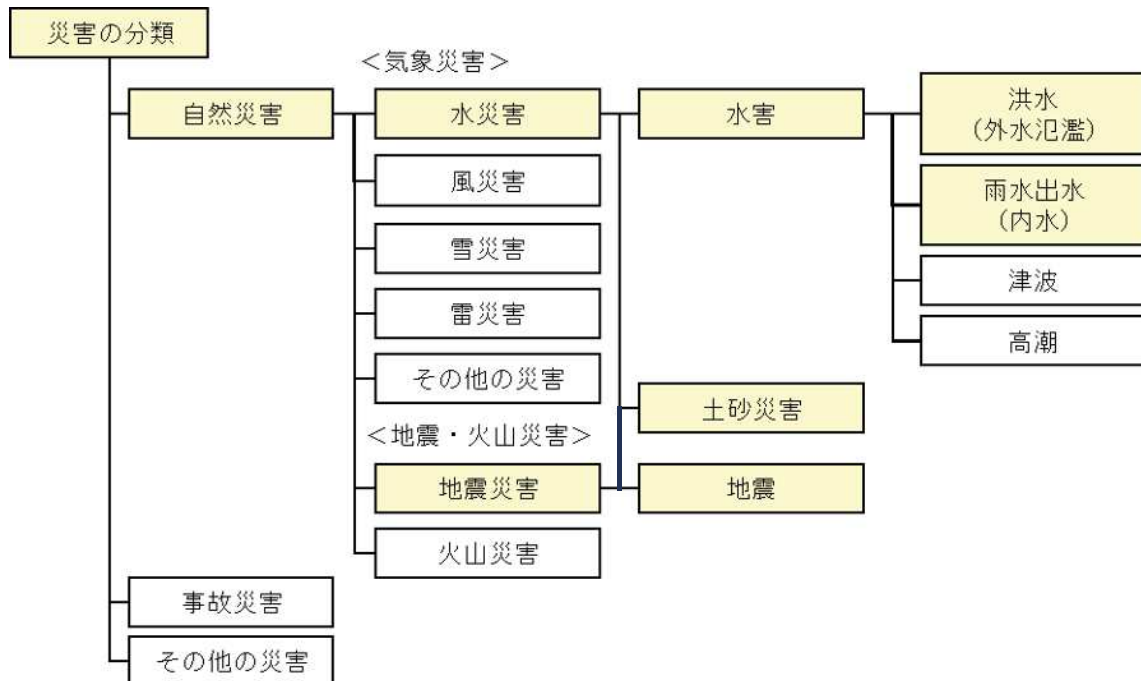
防災指針の位置付けイメージについて



(3) 対象とする災害

防災に関する上位計画にあたる新座市国土強靱化地域計画においては、本市で大きな被害が生じるリスクを地震、風水害、竜巻、大雪としています。このうち竜巻、強風及び大雪については近年大きな被害が発生しておらず、またこれに対する予測等も公表されていないため、本指針では、水害（洪水（外水氾濫）、雨水出水（内水））、土砂災害、地震のハザード情報を整理しています。

図 災害の分類



* 着色は本指針で検討対象とした項目

(4) 災害リスク分析の内容

本市の都市特性とハザード情報を踏まえ、災害リスクの分析を行います。

表 本市の都市特性の種別

種別	備考・出典
人口分布（100m メッシュ）	・国勢調査（令和2（2020）年度）より作成
建物分布	・家屋データ（令和6（2024）年度）より作成
要配慮者利用施設	・主に高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者など、災害時に特に配慮を必要とする人が利用する施設として、医療機能、介護福祉機能、子育て機能を抽出
道路網（緊急輸送道路）	・認定道路網、新座市都市計画マスタープラン、新座市地域防災計画
指定緊急避難場所	・新座市地域防災計画（令和5（2023）年3月）
大規模盛土造成地	・大規模盛土造成地マップ（平成21（2009）年）より作成
住宅密集地（不燃領域率、戸建て住宅密度）	・内閣府『地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域』の指定に関する参考データ取扱いマニュアル』より作成

表 本市のハザード情報の種別

種別	ハザード情報	出典・備考
洪水 （外水氾濫）	洪水浸水想定区域 （想定最大規模※）	・荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（国土交通省 関東地方整備局荒川上流河川事務所、荒川上流河川事務所 平成28年5月30日指定） ・荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（埼玉県県土整備部河川砂防課 令和2年5月26日指定） ・新座市洪水・土砂災害ハザードマップ
	浸水継続時間 （想定最大規模※）	
	家屋倒壊等氾濫想定区域 （河岸浸食）	
雨水出水 （内水）	雨水出水浸水想定区域 （想定最大規模※）	・水防法第14条の2第2項の規定に基づき令和7年3月31日に指定
	内水被害実績	・令和元年以降の内水被害実績
土砂災害	土砂災害警戒区域、 土砂災害特別警戒区域	・平成27年10月2日に埼玉県が指定
	急傾斜地崩壊危険区域	・県提供データ
地震	液状化マップ	・立川断層帯地震、東京湾北部地震、新座市直下における地震を想定
	揺れやすさマップ	
	地域の危険度マップ	
	延焼クラスター	・県提供データ

※想定最大規模：100年に1度程度の降雨量（150mm/h）を指す

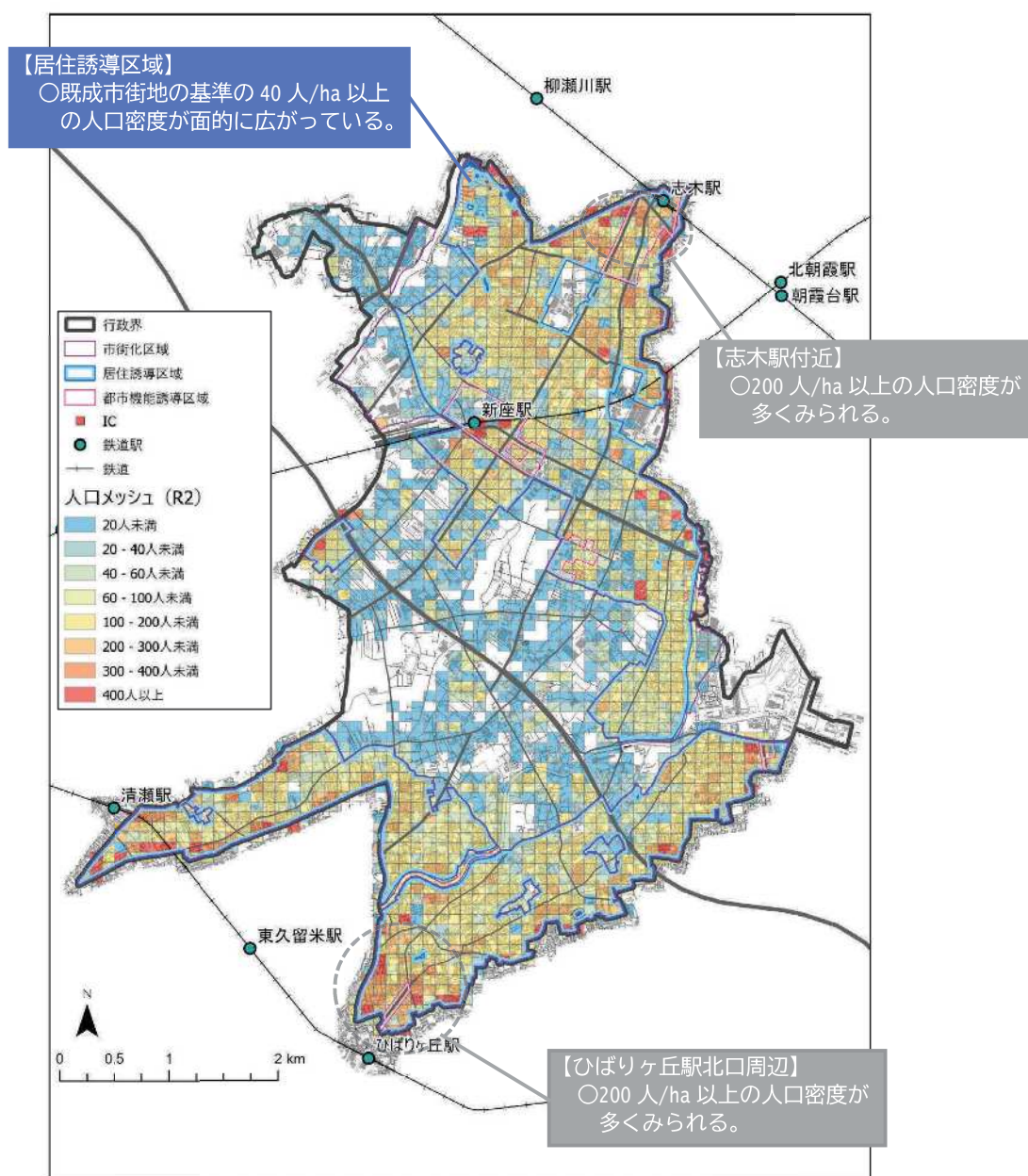
1 - 2 本市の都市特性

(1) 人口分布

本市では、市街化区域における既成市街地の基準といわれる $40人/ha$ 以上のエリアが広く分布しており、特に居住誘導区域内に集中しています。また、志木駅付近やひばりヶ丘駅北口周辺では、 $200人/ha$ 以上の地域も見られます。

災害リスク分析では、居住誘導区域のなかでも発災時に被害が拡大しやすいと想定される一定の人口集中があるエリアの基準として、既成市街地の基準である $40人/ha$ 以上の地域に着目して課題を抽出します。

図 100m人口メッシュ（令和2（2020）年）



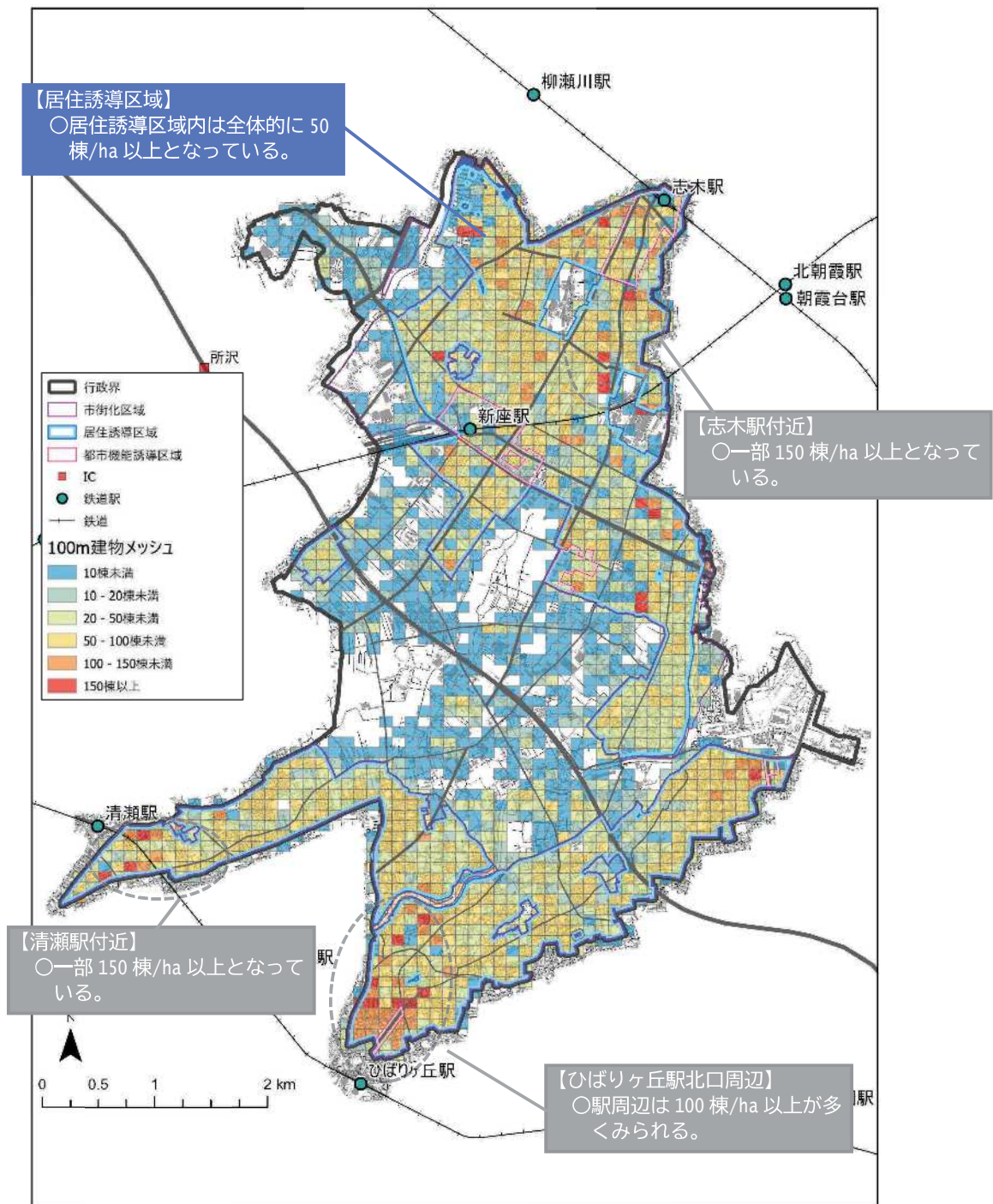
資料：令和2年国勢調査より作成

(2) 建物分布

本市の建物の分布は、居住誘導区域内で **50棟/ha**以上が多く分布しており、特にひばりヶ丘駅北口周辺では、**100棟/ha**以上の地域が集積しています。

災害リスク分析では、建物の分布状況を踏まえ、被害の規模などの課題を抽出します。

図 100m建物棟数メッシュ



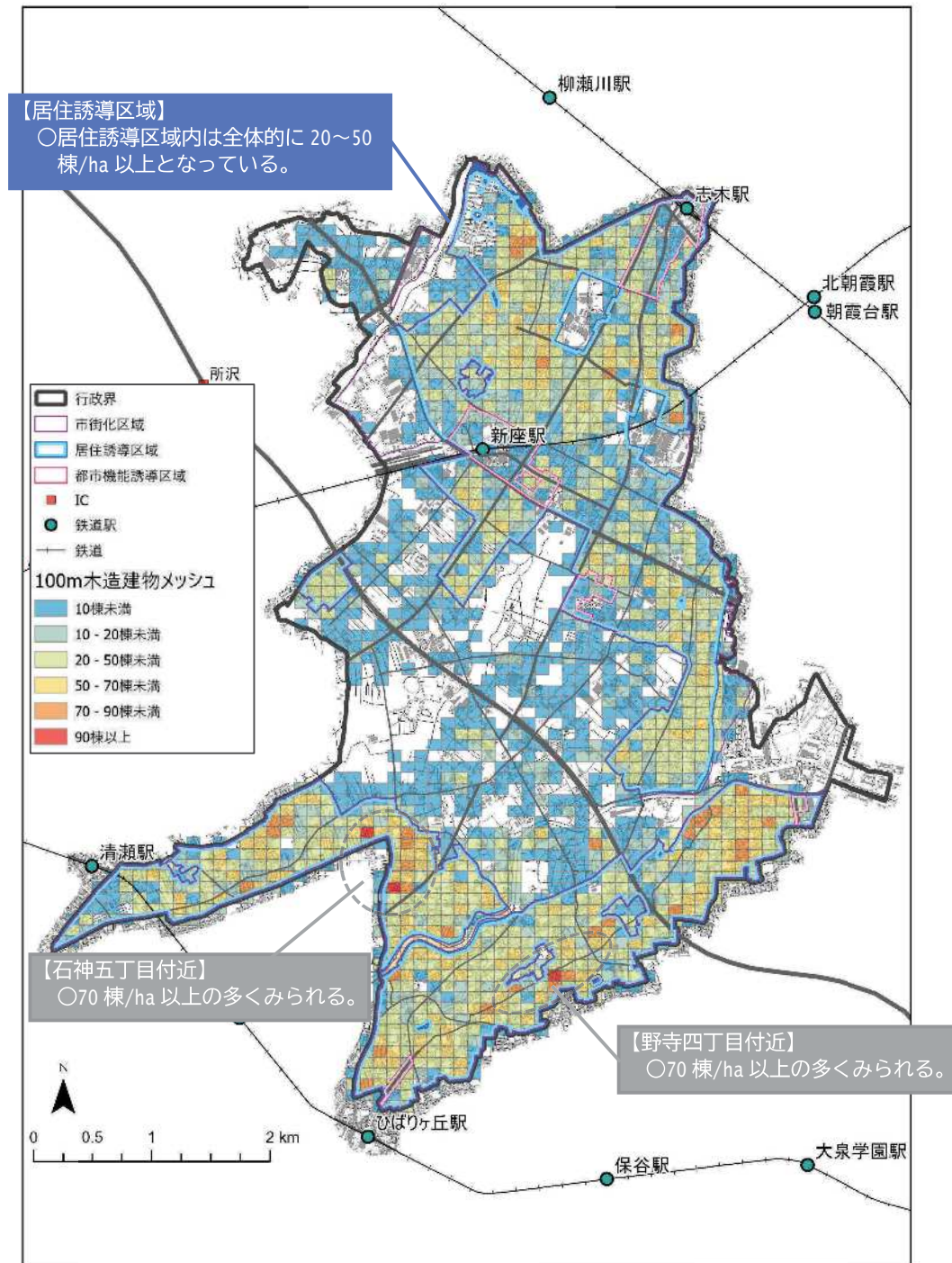
資料：家屋データ（令和6（~~2024~~）年）

(3) 木造建物分布

本市の木造建物の分布をみると、居住誘導区域内は概ね ~~20~~ 50棟/ha以上となっています。石神五丁目や野寺四丁目付近では 70棟/ha以上の地域も比較的多くみられます。

災害リスク分析では、関連する地域の危険度（建物全壊量）等を基に課題を抽出します。

図 100m建物棟数メッシュ(木造)



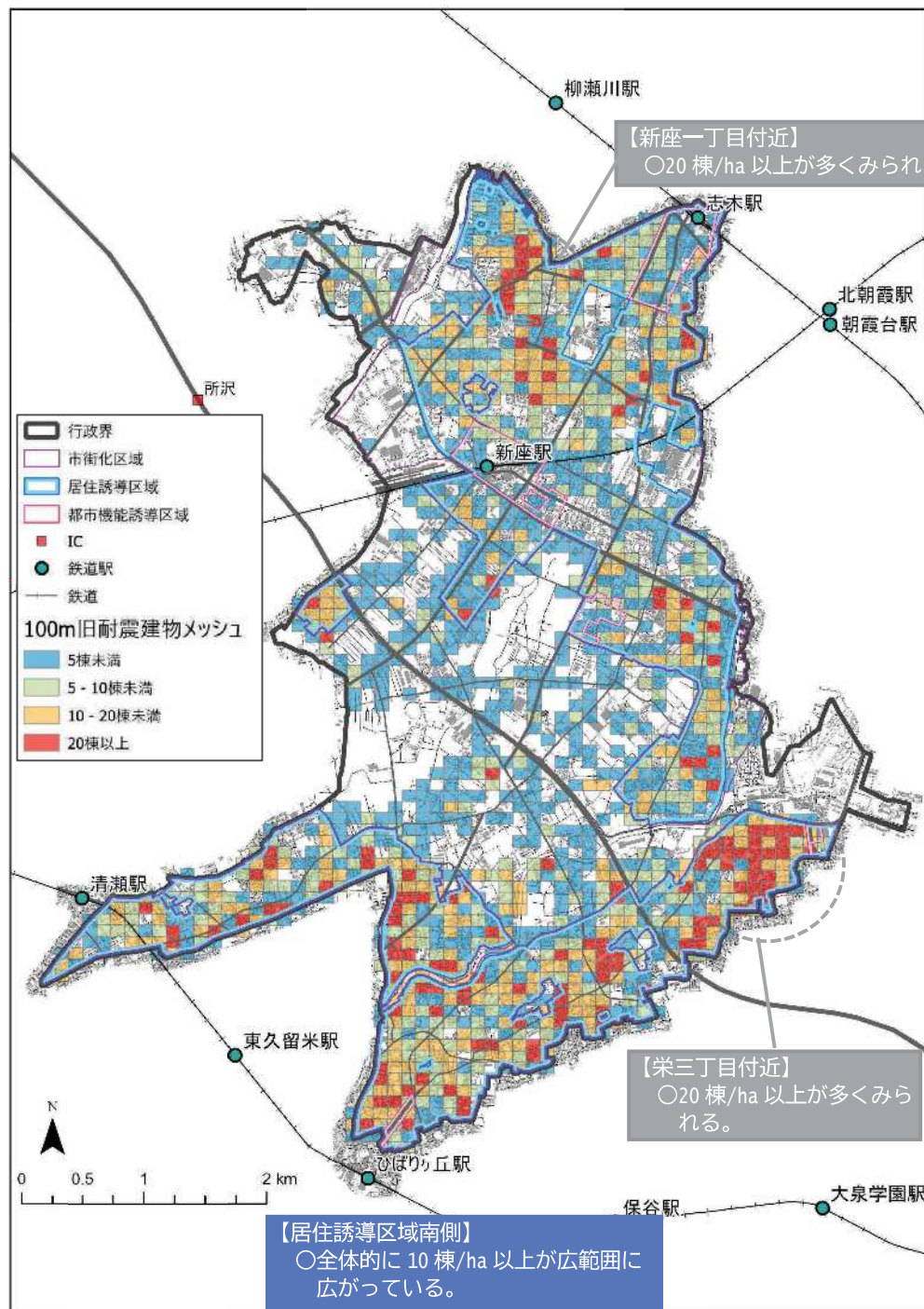
資料：家屋データ（令和6（~~2024~~）年）

(4) 旧耐震基準建物分布

本市の旧耐震基準建物の分布をみると、居住誘導区域内の南側が比較的多く、広範囲に10棟/haがみられます。特に新座一丁目付近、栄三丁目付近は20棟/ha以上が多くみられます。

災害リスク分析では、分布状況を踏まえ、建物の倒壊リスクなどの課題を抽出します。

図 100m建物棟数メッシュ(旧耐震基準)



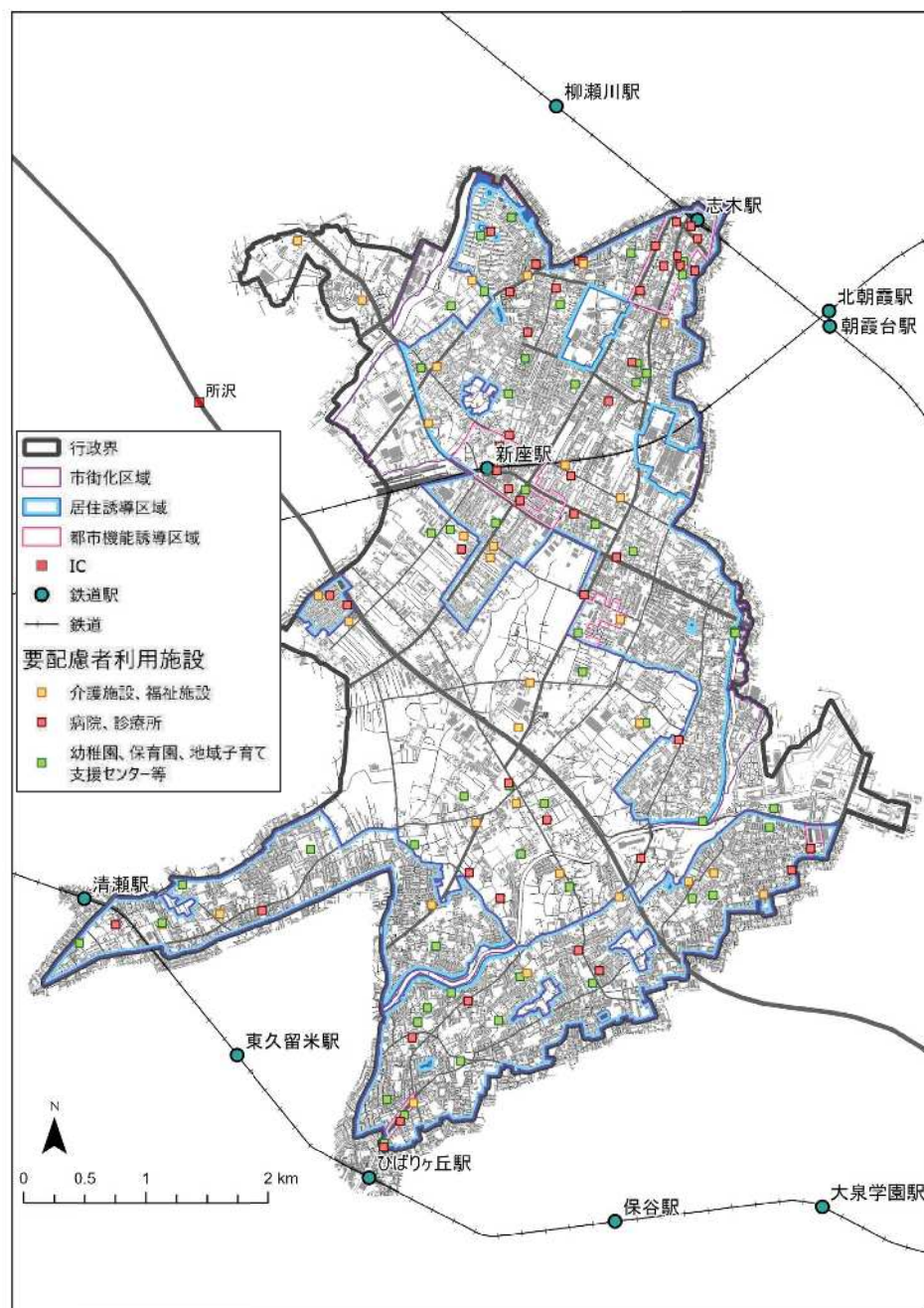
資料：家屋データ（令和6（~~2024~~）年）

(5) 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設とは、主に高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者など、災害時に特に配慮を必要とする人が利用する施設のことで、介護福祉施設や幼稚園・保育園等、医療施設などのことを指します。

要配慮者は、災害発生時に情報把握や避難が困難であり、特別な支援が求められるため、災害リスク分析では、要配慮者利用施設の分布状況を踏まえ、避難に当たってのリスクの有無などの課題を抽出します。

図 要配慮者利用施設の分布状況



資料：にいざマップ、新座市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所一覧

(6) 道路網

1) 緊急輸送道路

県や本市の新座市地域防災計画では、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うため、重要な路線を緊急輸送道路として定めています。

緊急輸送道路については、新座市地域防災計画において倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化に取り組むことが位置づけられています。

災害リスク分析では、緊急輸送道路の配置状況を踏まえ、建物倒壊によるリスクなどの課題を抽出します。

表 県指定緊急輸送道路(新座市関連)

区分	基準	該当道路
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	○関越自動車道 ○国道254号(朝霞市境～国道463号との交点) ○国道463号
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	○国道254号(国道463号との交点～三芳町境) ○主要地方道 さいたま東村山線(国道254号との交点～都県境) ○一般県道 東京朝霞線
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	○主要地方道 保谷志木線 ほか

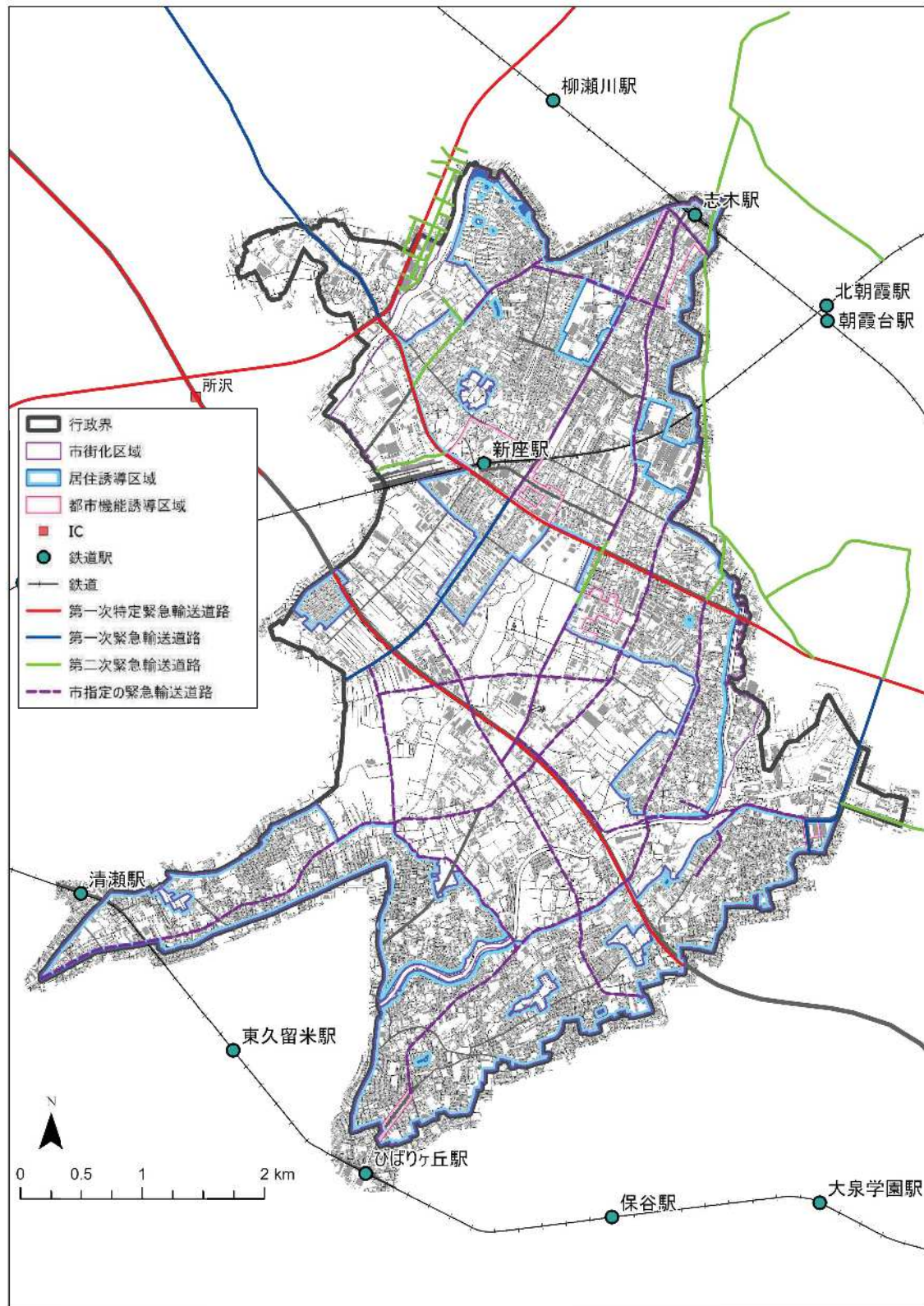
資料：新座市地域防災計画(令和5(2023)年)、埼玉県緊急輸送道路網図(令和7(2025)年7月現在)

表 市指定の緊急輸送道路

路線名	指定区間
国道254号	新座市全域
国道463号	新座市全域
主要地方道 さいたま東村山線	新座市全域
主要地方道 保谷志木線	新座市全域
一般県道 川越新座線	新座市全域
一般県道 東京朝霞線	新座市全域
市道第2号線	東北通り
市道第1号線	新座中央通り、平林寺大門通り
市道第5号線	水道道路
市道第7号線	産業道路
市道第117号線	関越側道(新座消防署～馬場運動場～大橋)
市道第8号線	陣屋通り
市道第113号線	富士見新道、馬喰橋通り
市道第9号線	市場坂通り(大橋～市場坂橋～県立新座総合技術高校)、市立第四小学校前通り
市道第118号線	サンライズストリート
市道第5101号線	市立第四小学校前通り

資料：新座市地域防災計画(令和5(2023)年)

図 緊急輸送道路の指定状況



資料：埼玉県緊急輸送道路網図（令和 7（~~22~~）年 7 月現在）、
新座市洪水・土砂災害ハザードマップ[○]（令和 4（~~22~~）年）

(7) 指定緊急避難場所

1) 指定緊急避難場所の立地

指定緊急避難場所は、災害が差し迫った状況や発災時において、その危険から逃れるために緊急的に避難し、身の安全を確保することができる場所のことで、市内全域に **41**ヶ所が分布しており、そのうち **31**ヶ所が洪水時にも使用可能として指定されています。

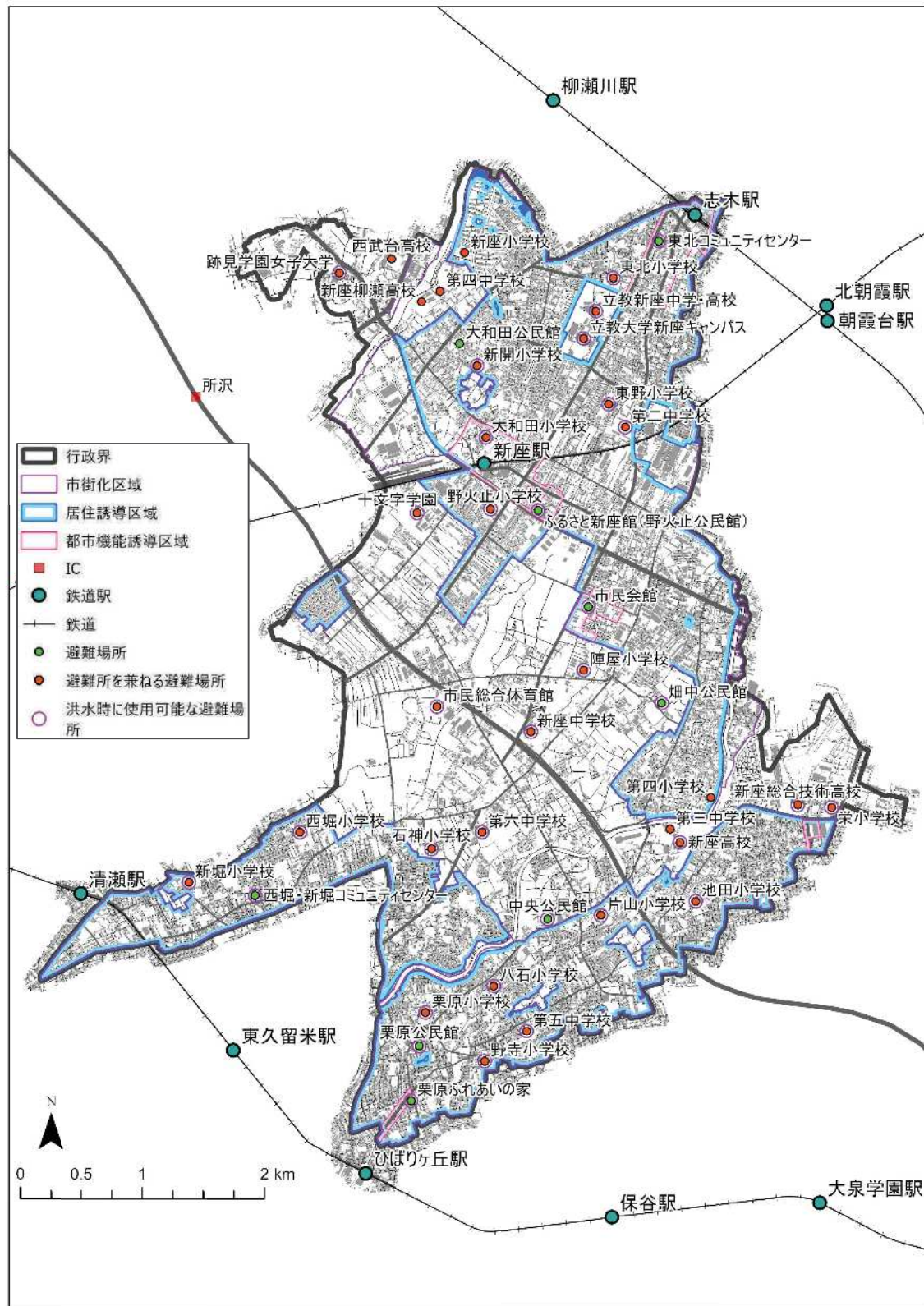
災害リスク分析では、指定緊急避難場所の配置状況を踏まえ、避難リスクの課題を抽出します。

表 指定緊急避難場所の一覧

番号	防災ブロック		名称	指定避難所を 兼ねる施設	災害種別				
	区分	拠点			洪水	崖崩れ	地震	大規模な 災害	内水 氾濫
1	第1	●	第四小学校	●		●	●	●	●
2			畑中公民館		●	●	●	●	●
3	第2		栄小学校	●	●	●	●	●	●
4			池田小学校	●	●	●	●	●	●
5		●	片山小学校	●	●	●	●	●	●
6			第三中学校	●		●	●	●	●
7			中央公民館		●	●	●	●	●
8			第六中学校	●	●	●	●	●	●
9			新座総合技術高校	●	●	●	●	●	●
10			新座高校	●	●		●	●	●
11			八石小学校	●	●	●	●	●	●
12			野寺小学校	●	●	●	●	●	●
13	第3		石神小学校	●	●	●	●	●	●
14		●	栗原小学校	●	●	●	●	●	●
15			栗原公民館		●	●	●	●	●
16			栗原ふれあいの家		●	●	●		●
17			第五中学校	●	●	●	●	●	●
18	第4	●	西堀小学校	●	●	●	●	●	●
19			新堀小学校	●	●	●	●	●	●
20			西堀・新堀コミュニティセンター		●	●	●	●	●
21			市民総合体育館	●	●	●	●	●	●
22	第5		野火止小学校	●	●	●	●	●	●
23			陣屋小学校	●	●	●	●	●	●
24			市民会館		●	●	●	●	●
25		●	新座中学校	●	●	●	●	●	●
26			十文字学園女子大学	●	●	●	●	●	●
27	第6	●	新座小学校	●		●	●	●	●
28			新開小学校	●	●	●	●	●	●
29			大和田公民館			●	●	●	●
30			大和田小学校	●	●	●	●	●	●
31			第四中学校	●		●	●	●	●
32			西武台高校	●			●	●	●
33			新座柳瀬高校	●		●	●	●	●
34			跡見学園女子大学	●	●	●	●	●	●
35	第7	●	東北小学校	●	●	●	●	●	●
36			立教新座中学・高校	●	●	●	●	●	●
37			立教大学新座キャンパス	●	●	●	●	●	●
38			東北コミュニティセンター		●	●	●	●	●
39	第8		ふるさと新座館（野火止公民		●	●	●	●	●
40			東野小学校	●	●	●	●	●	●
41		●	第二中学校	●	●	●	●	●	●

資料：新座市地域防災計画（令和5（~~2023~~）年）

図 指定緊急避難場所の分布状況



資料：新座市地域防災計画（令和 5（2023）年）

(8) 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地とは、盛土造成地のうち、盛土の面積が $3,000\text{m}^2$ 以上（谷埋め型大規模盛土造成地）か盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20° 以上で、かつ、盛土の高さが 5m 以上（腹付け型大規模盛土造成地）の要件を満たすものをいいます。

本市では腹付け型大規模盛土造成地が居住誘導区域内に 1 ケ所、居住誘導区域外に 1 ケ所指定されています。

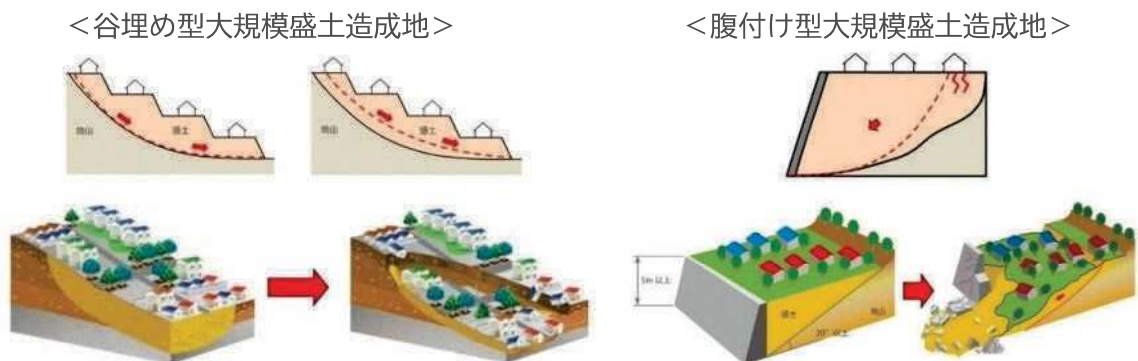
大規模盛土造成地は、大地震の際に全国各地で崖崩れ又は土砂の流出による被害を引き起こしており、盛土等が滑動崩落を起こすリスクがあります。災害リスク分析では、大規模造成地周辺の建物分布状況などを踏まえ、大地震発生の際の課題を抽出します。

図 大規模盛土造成地のイメージ



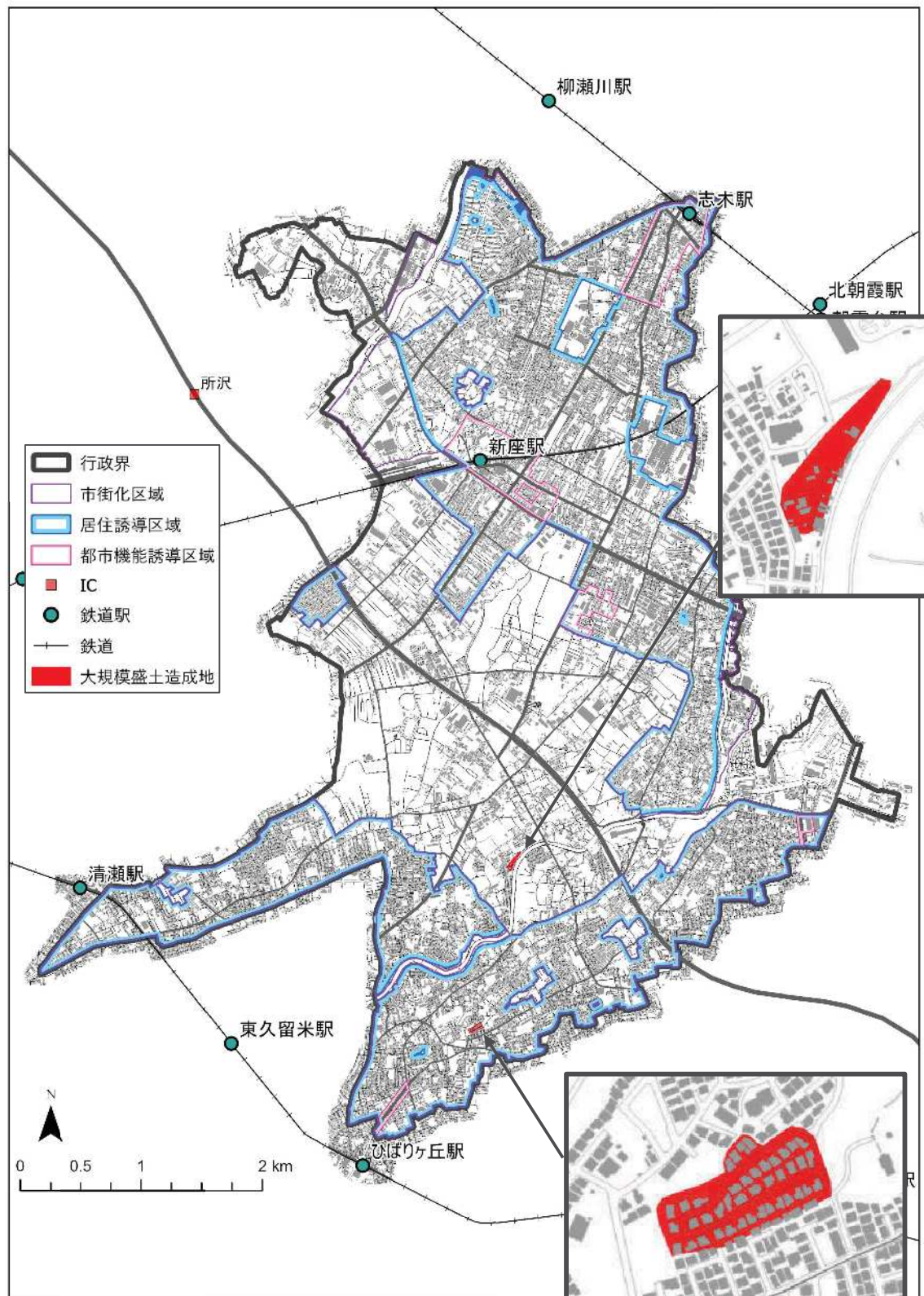
資料：大規模盛土造成地の滑動崩落対策について「国土交通省」

図 大規模盛土造成地の滑動崩落のイメージ



資料：大規模盛土造成地の滑動崩落対策について「国土交通省」

図 大規模盛土造成地の指定状況



資料：市作成データ（令和 7(2025) 年）

(9) 住宅密集地

耐火建築物でない住宅が密集するエリアは、出火した際に延焼が拡大する可能性が高く、また狭隘な道路においては消火活動が円滑に行えない場合があるため、これに該当するエリアを確認します。

国勢調査の統計単位である小地域（町丁目や字により設定）ごとに集計された戸建て世帯数を小地域~~ごと~~との面積で割った1haあたりの世帯数を算出した戸建て住宅密度と、建物の不燃化率（耐火建築物などの割合）と空地率（道路、公園などの割合）に基づいて算定した不燃領域率によって住宅密集地を把握します。

住宅密集地を特定する際は、埼玉県の住宅密集地の判断基準より、住宅戸数密度が30戸以上/haかつ不燃領域率が49%未満に該当する地域とします。

本市で住宅密集地に該当するエリアは、新座一丁目、栄三丁目、栄五丁目、池田五丁目、石神三丁目、石神五丁目、栗原六丁目となっています。

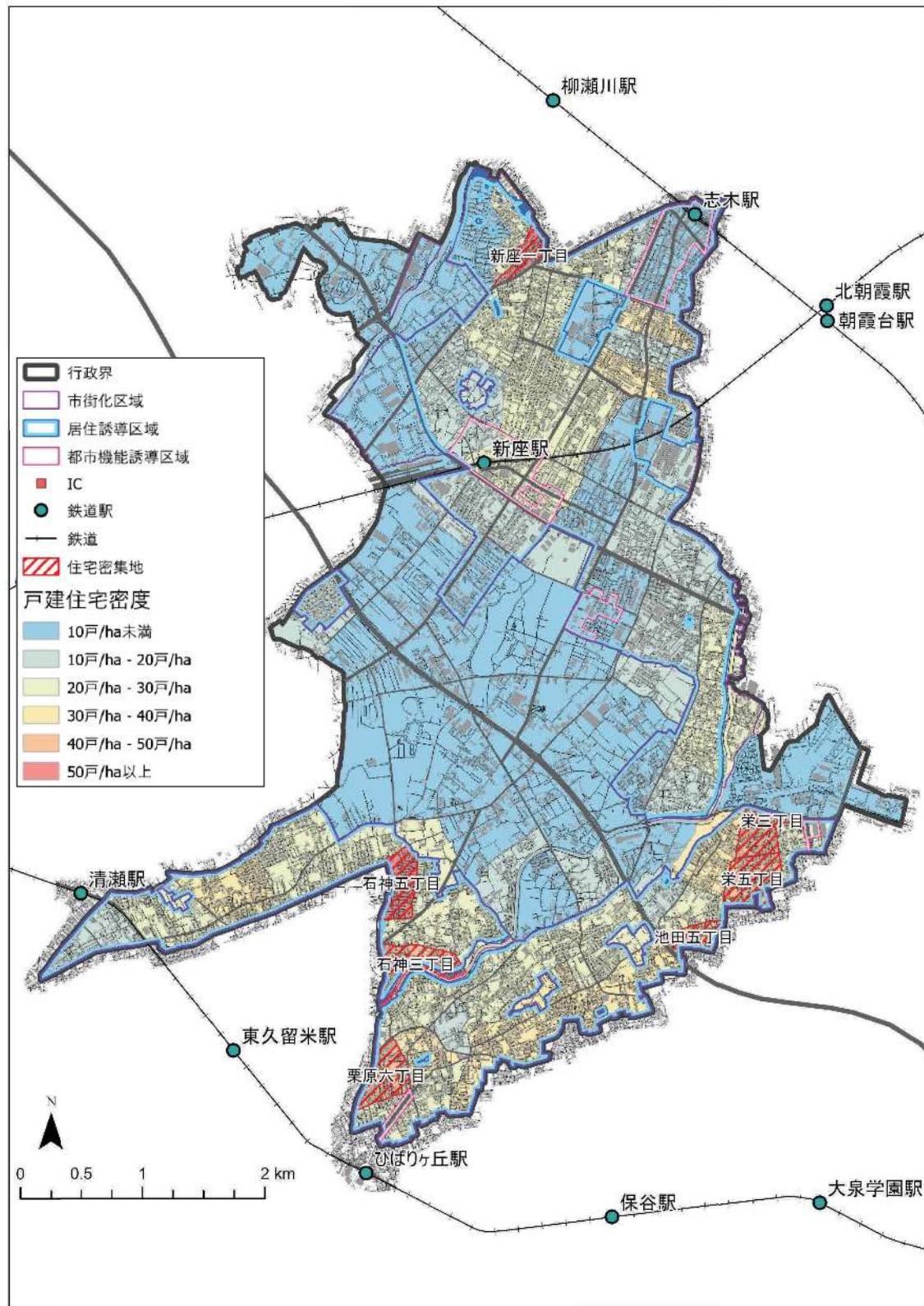
* 国勢調査において独自に設定される調査区

表 住宅密集地の状況(住宅戸数密度が30戸以上/haの町丁目)

小地域	住宅戸数密度	不燃領域率※	住宅密集地に該当
栄一丁目	34.4戸/ha	59.5%	
栄二丁目	30.6戸/ha	47.4%	
栄三丁目	44.5戸/ha	32.6%	○
栄五丁目	47.7戸/ha	29.9%	○
栗原三丁目	31.8戸/ha	51.6%	
栗原六丁目	44.6戸/ha	36.6%	○
新座一丁目	54.5戸/ha	25.5%	○
新堀一丁目	33.2戸/ha	45.4%	
石神三丁目	42.0戸/ha	39.3%	○
石神五丁目	57.9戸/ha	26.7%	○
池田五丁目	46.4戸/ha	30.7%	○
東一丁目	35.4戸/ha	50.4%	
東三丁目	35.6戸/ha	41.6%	
片山三丁目	30.0戸/ha	51.4%	
野寺三丁目	30.4戸/ha	46.7%	
野寺四丁目	39.3戸/ha	41.0%	
野寺五丁目	32.2戸/ha	58.2%	

資料（不燃領域率）：内閣府「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の指定の参考となる不燃領域率及び戸建て住宅密度、木防建べい率の推計値に係るデータ 平成30年作成

図 住宅密集地の状況



資料：前頁データより作成

1-3 本市のハザード情報の整理

(1) 洪水（外水氾濫）

1) 浸水想定区域

大雨などを原因として、河川の流量が異常に増加することによって堤防の浸食や決壊、橋の崩壊や流出等が起こる災害を洪水災害といいます。また、一般的には、堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫を洪水と呼んでいます。

本市では昭和 40 年代からの築堤や河道改修により、河川氾濫に伴う洪水被害は起こっていませんが、令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風では、河川氾濫による被害は起こっていないものの黒目川が氾濫危険水位、柳瀬川が水防団待機水位に達しており、近年、全国で豪雨災害が激甚化していることから着目する必要があります。

本指針では、想定最大規模（100年に1回程度）の降雨が発生し、柳瀬川と黒目川で堤防が決壊し、氾濫した場合の被害について想定します。

図 浸水想定別のイメージ

一般的には、気象等の事前情報による避難猶予があるものの、以下の対応が必要になる

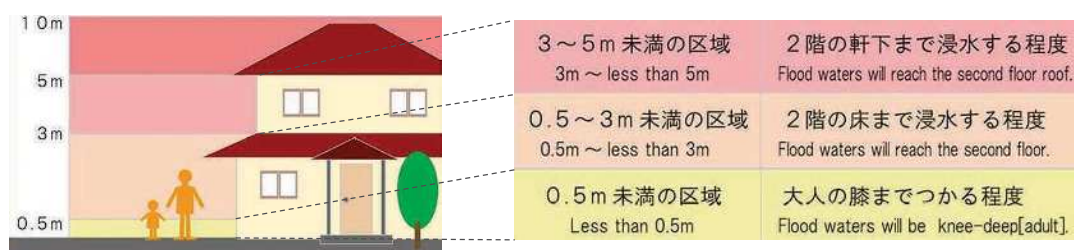
○浸水深 0.5m～3m未満⇒1階が水没する

1階建ては垂直避難が困難なので水平（立退き）避難、2階建て以上は水平避難か

2階以上への垂直避難が必要となる

○浸水深 3m～5m未満⇒2階が水没する

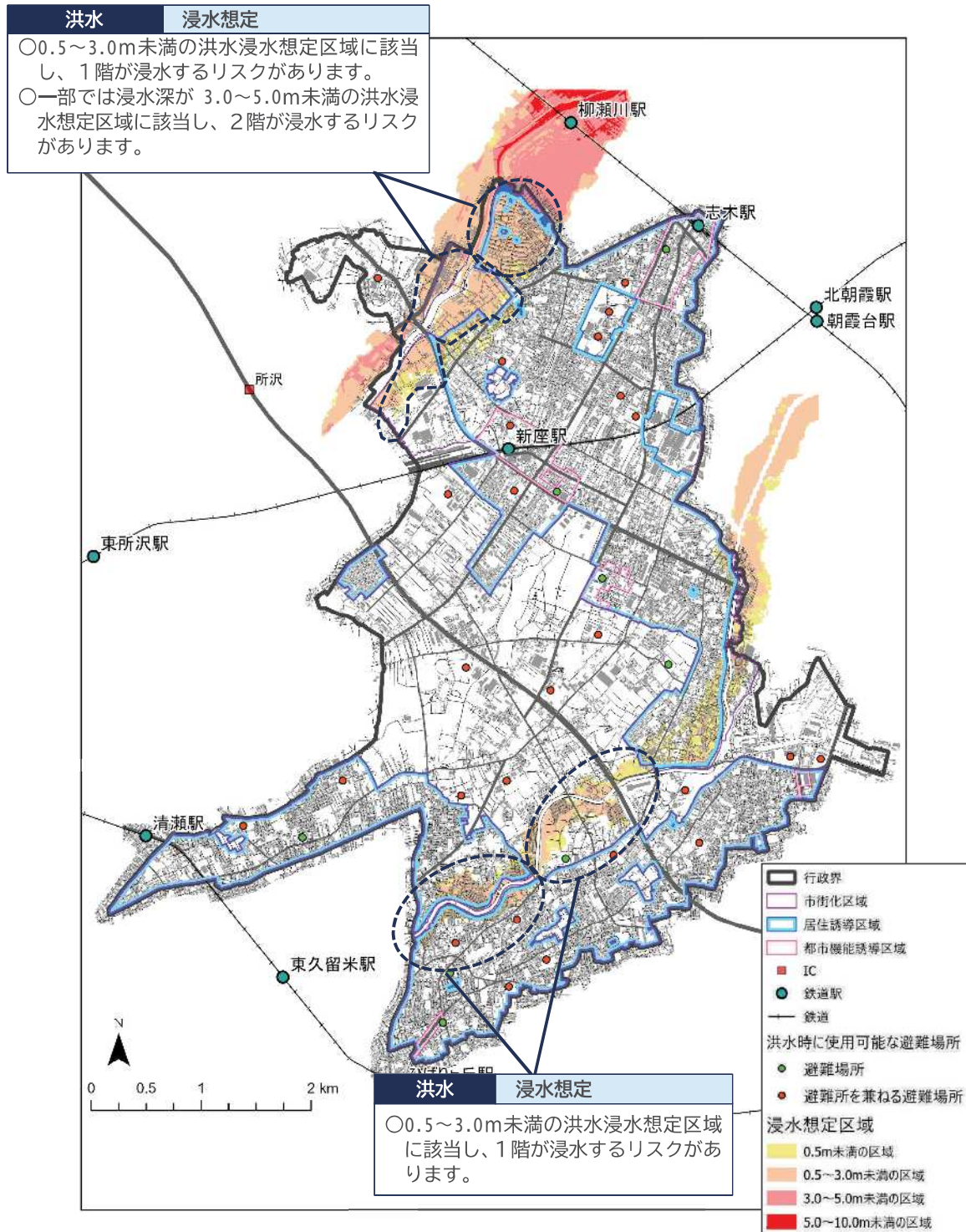
2階建以下は水平避難が必要となる



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4（2022）年）

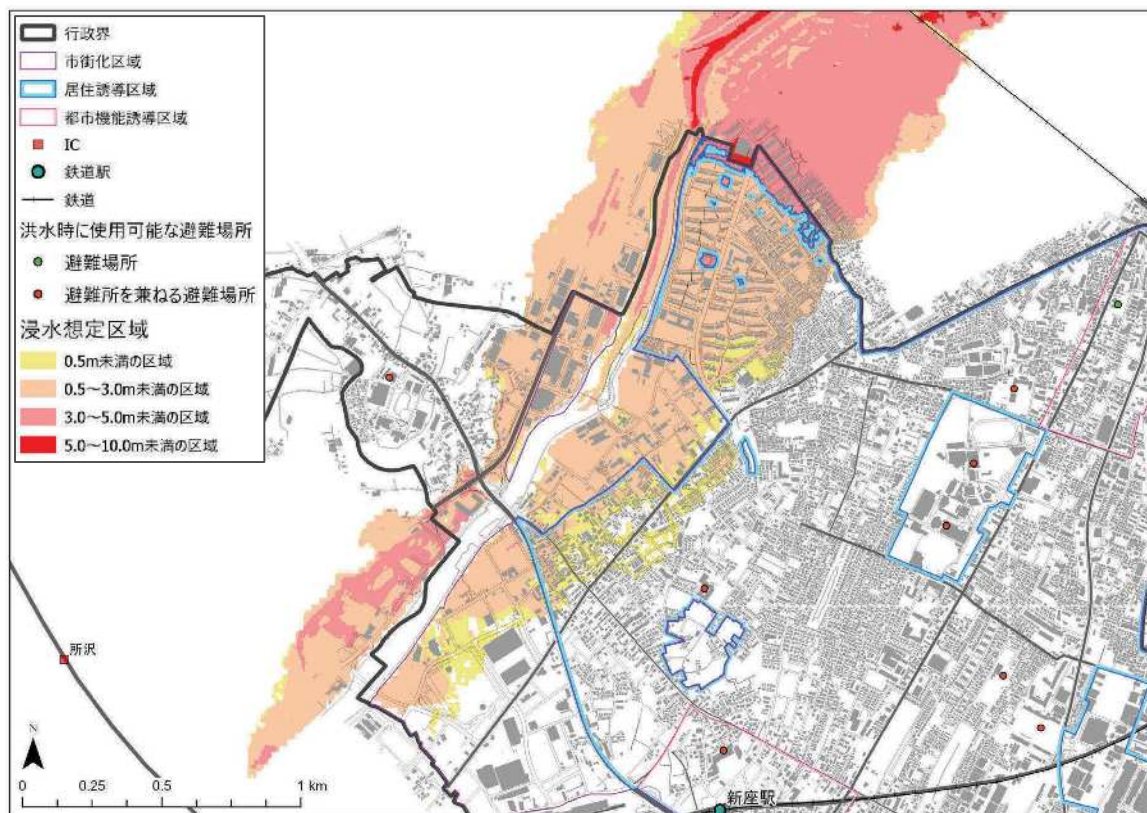
想定最大規模の大雨が降った場合の洪水では、市内に 50m 以上の浸水が想定されるエリアはありませんが、柳瀬川周辺では最大で 30~50m 未満、黒目川周辺では最大で 05~30m 未満の浸水が想定されています。

図 浸水想定区域の指定状況



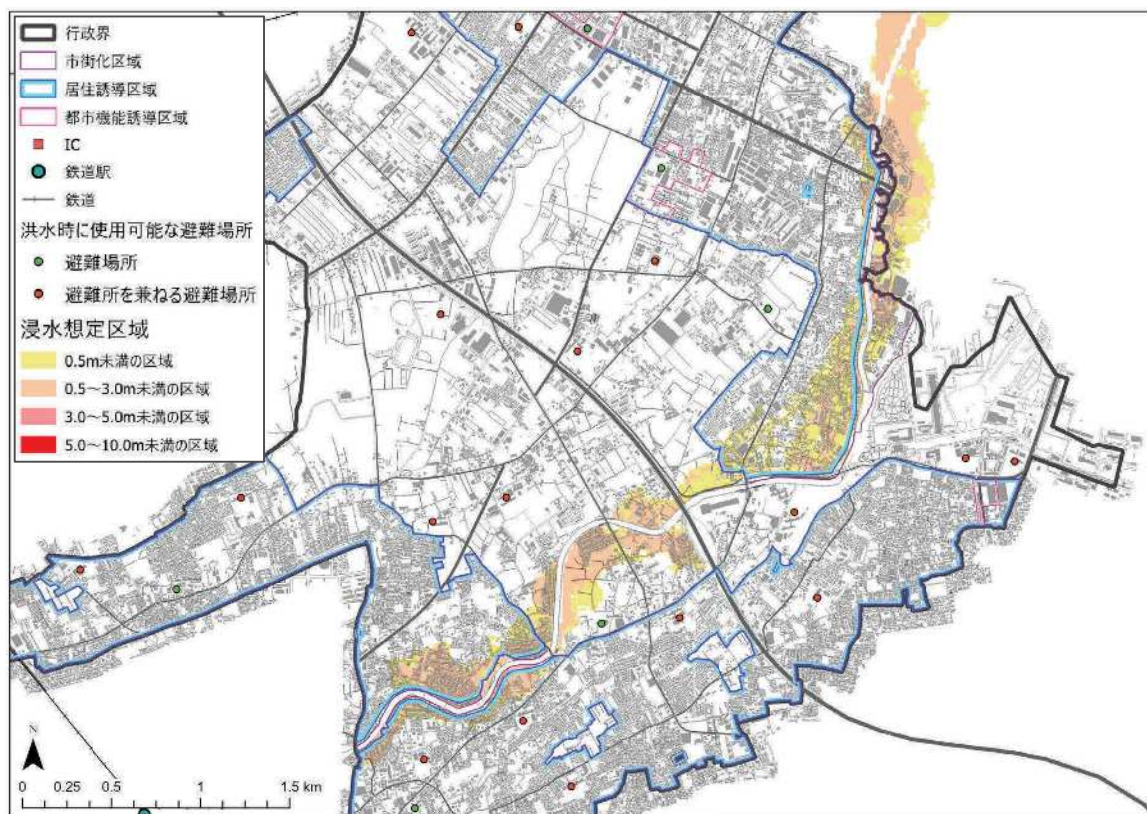
資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和 4（2022）年）

図 浸水想定区域の指定状況(柳瀬川)



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4（2022）年）

図 浸水想定区域の指定状況(黒目川)



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4（2022）年）

2) 浸水継続時間

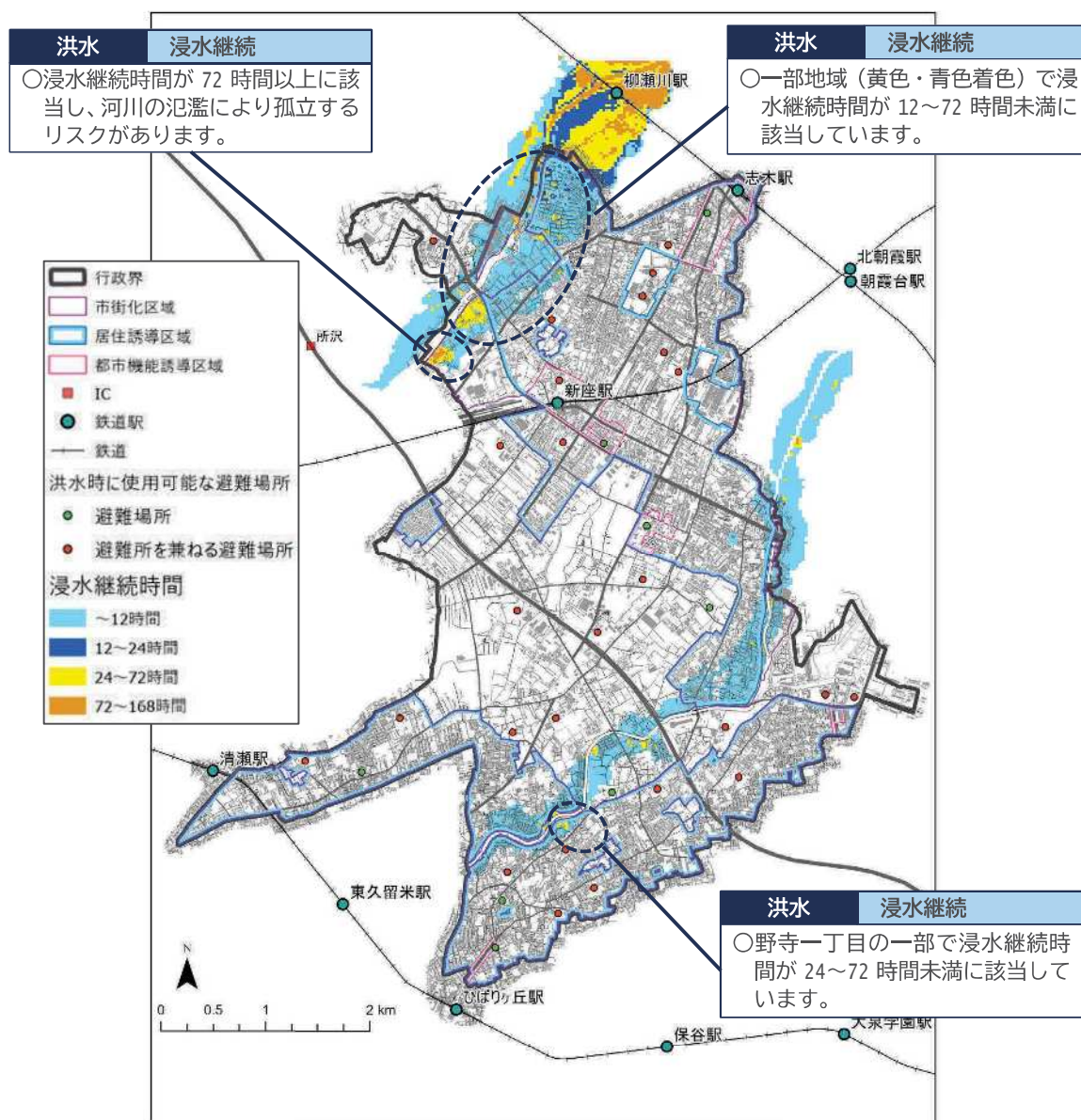
浸水継続時間は、想定最大規模の降雨の際に破堤や越水等の河川氾濫が生じ、ある地点に氾濫水が到達し、その浸水の深さが **50cm** に達してから **50cm** 未満となるまでの時間の最大値を示すものです。

浸水継続時間が **72** 時間を超える地域では、河川の氾濫により孤立する可能性があり、原則として浸水想定区域外への水平（立退き）避難が必要となります。

また、浸水継続時間が **72** 時間以内の地域でも、垂直避難した場合には各家庭において飲料水や食糧等の備蓄が必要となります。

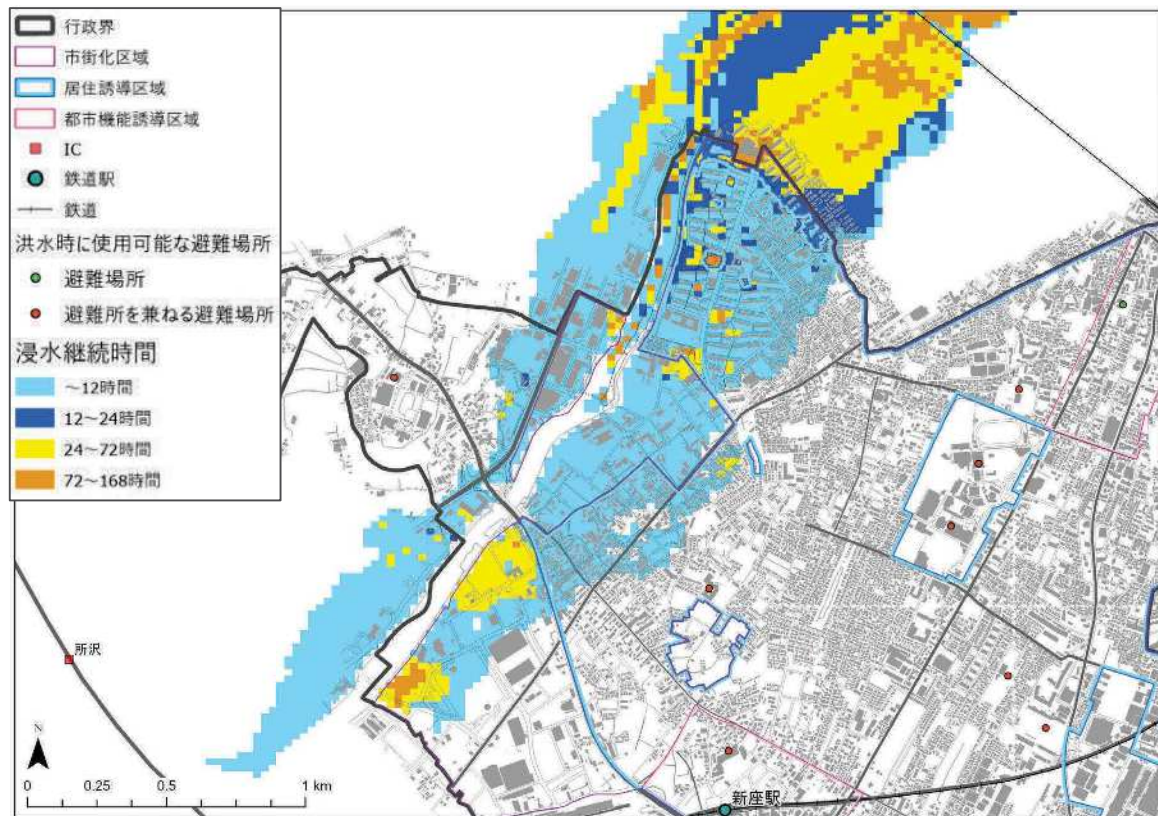
想定最大規模の大雨が降った場合の洪水による浸水継続時間は、柳瀬川付近のごく一部で **72** 時間を超えることが想定されています。

図 浸水継続時間の指定状況



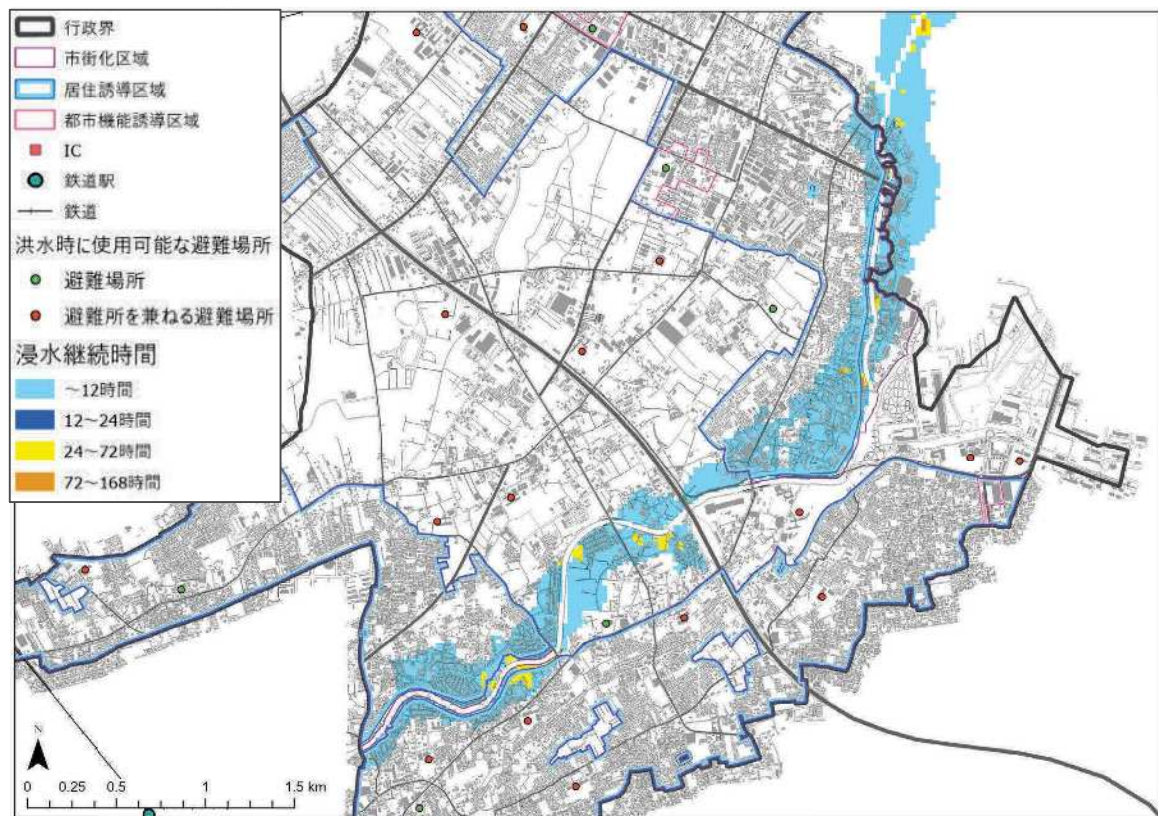
資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4（2022）年）

図 浸水継続時間の指定状況(柳瀬川)



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4（~~2022~~）年）

図 浸水継続時間の指定状況(黒目川)



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4（~~2022~~）年）

3) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、堤防沿いの地域等において、堤防決壊に伴う家屋の倒壊・流出をもたらすような激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域を指します。

氾濫流とは、堤防が壊れ河川外に流れ出ること、流れの勢いで一般的な2階建ての木造住宅が倒壊・滑動・転倒するリスクがあります。また、河岸侵食とは川の流れる勢いにより地面が削り取られることで、家屋の構造等に関わりなく壊れるリスクがあり、本市の家屋倒壊等氾濫想定区域はこちらに該当します。

当該区域については発生後の避難が難しいため、居住誘導区域からは除外していますが、指定されている範囲はおおよその区域であり、その境界は厳密でないことに留意し、区域周辺においても十分に警戒する必要があります。このことから、洪水時には周辺地域においても避難指示等に従って安全な場所に早期かつ確実に水平（立退き）避難を行う必要があります。

図 堤防決壊や河岸侵食による被害の例



堤防決壊により家屋が流出した状況



堤防決壊による家屋の倒壊



侵食により家屋が流失した状況

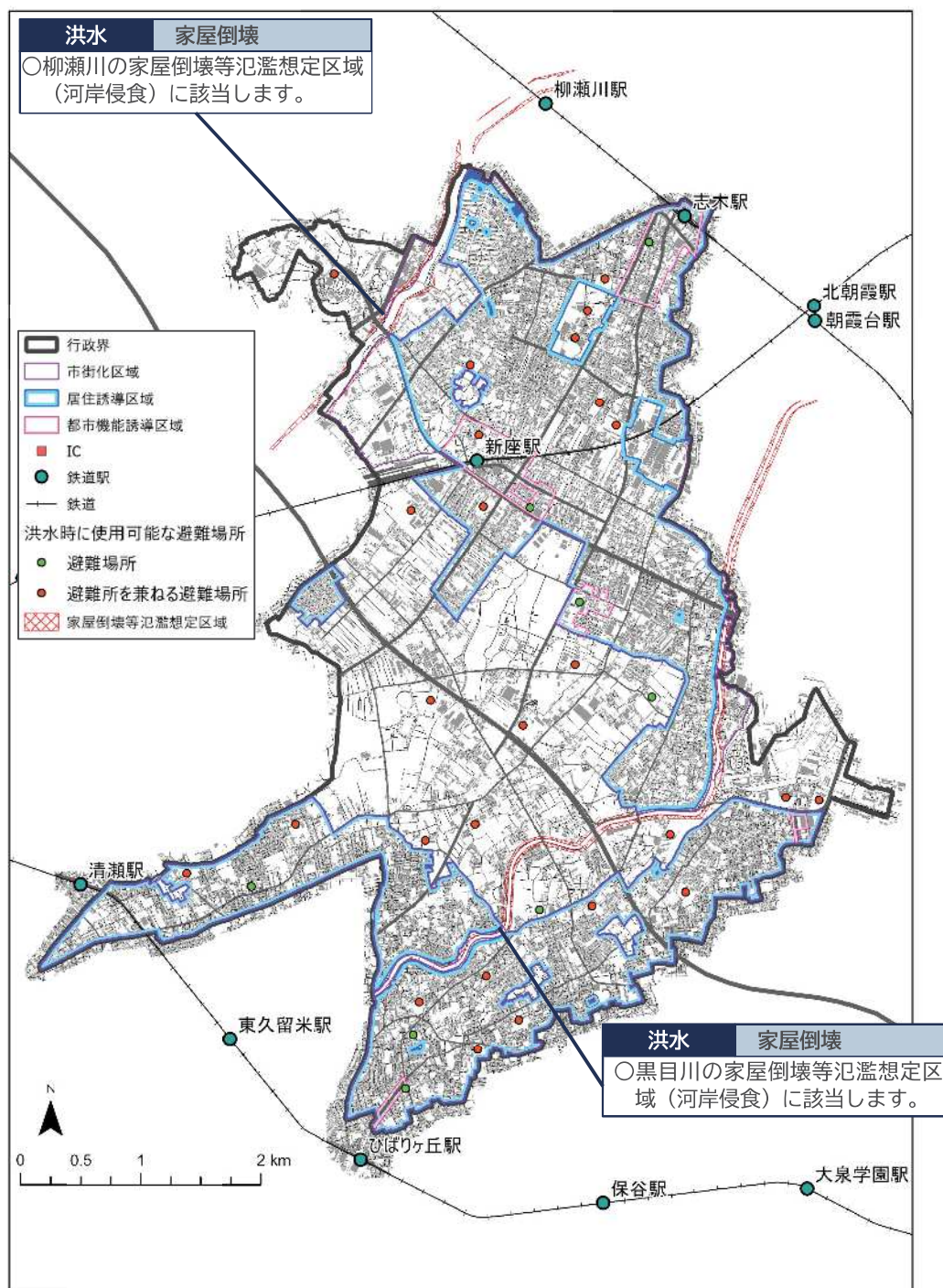


河岸侵食による家屋の流失（朝日新聞社提供）

資料：国土交通省 水害ハザードマップ作成の手引き

本市では、柳瀬川、黒目川沿いのエリアが家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に指定されています。エリアとしては限られていますが、黒目川沿岸の畑中二丁目や馬場二丁目周辺には住宅等の建物が一定数分布しています。

図 家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4（2022）年）

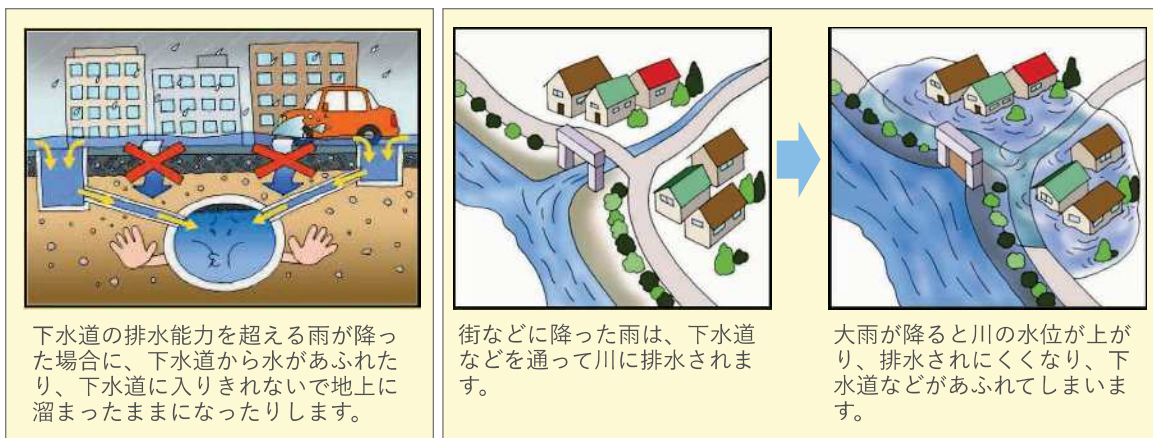
(2) 雨水出水（内水）

雨水出水（内水）とは、大雨によって川の水位が上がり、住宅地や田畑の雨水の排水が難しくなり、下水道の雨水排水処理能力を超えてしまった場合に、河川等の公共の水域に雨水を放流することができなくなり、浸水することです。

本市では、近年多発している短時間で局地的な大雨等により、地表水の増加に排水能力が追いつかず、道路冠水が発生し、住宅の床上・床下浸水の被害が確認されています。

本指針では、想定最大規模降雨（1時間当たり ~~153mm~~ 降雨）によって公共下水道等の排水施設又は公共の水域に雨水を排水できない場合の浸水被害について想定します。

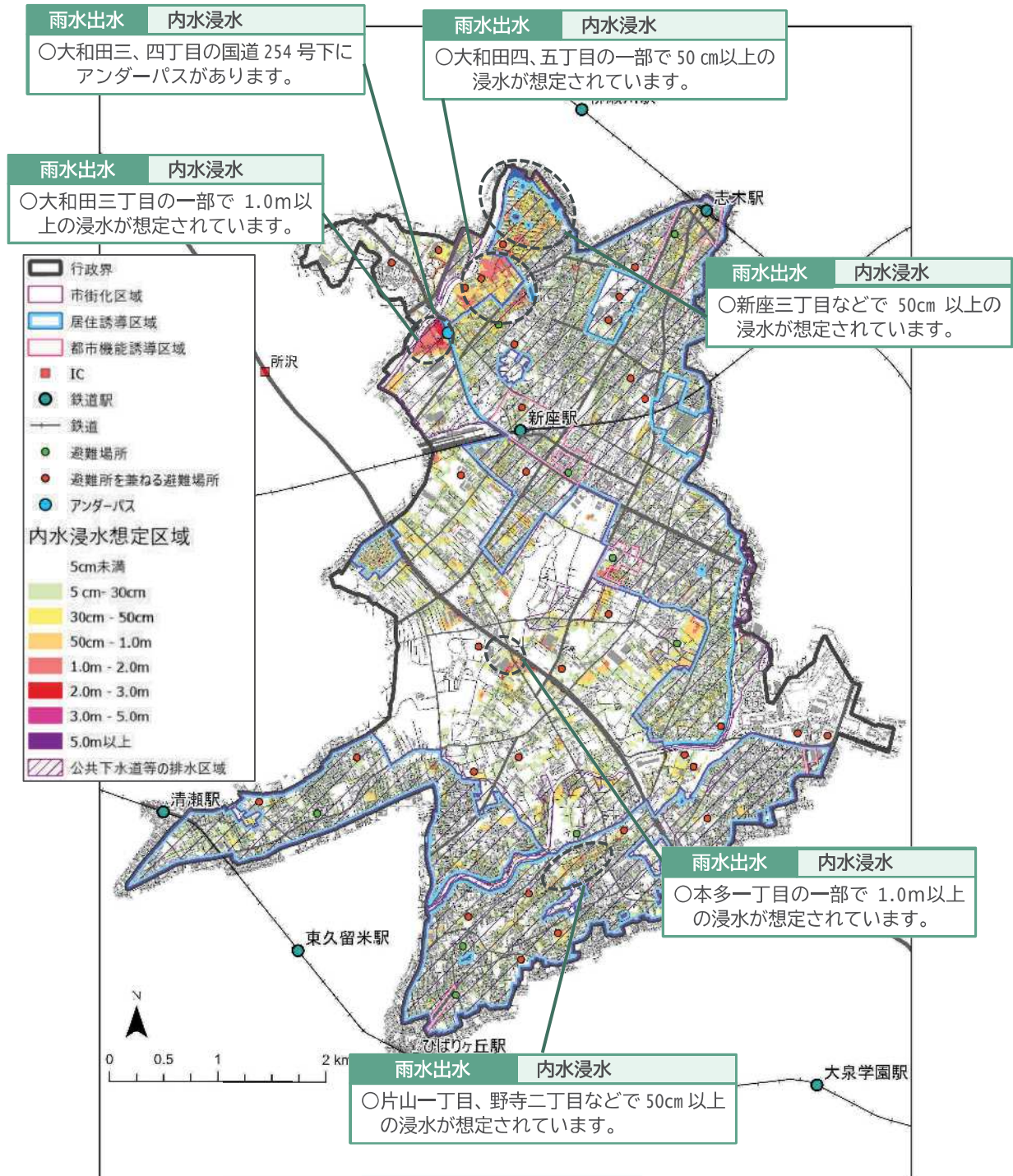
図 内水氾濫のイメージ



資料：水害ハザードマップ作成の手引き

本市では集中豪雨等により全域で内水による 50cm以上の浸水が想定されています。特に本市の北側で 50cm以上の浸水が多く、柳瀬川沿いのエリアでは、1.0m以上の浸水想定となっています。

図 雨水出水浸水想定区域等の状況

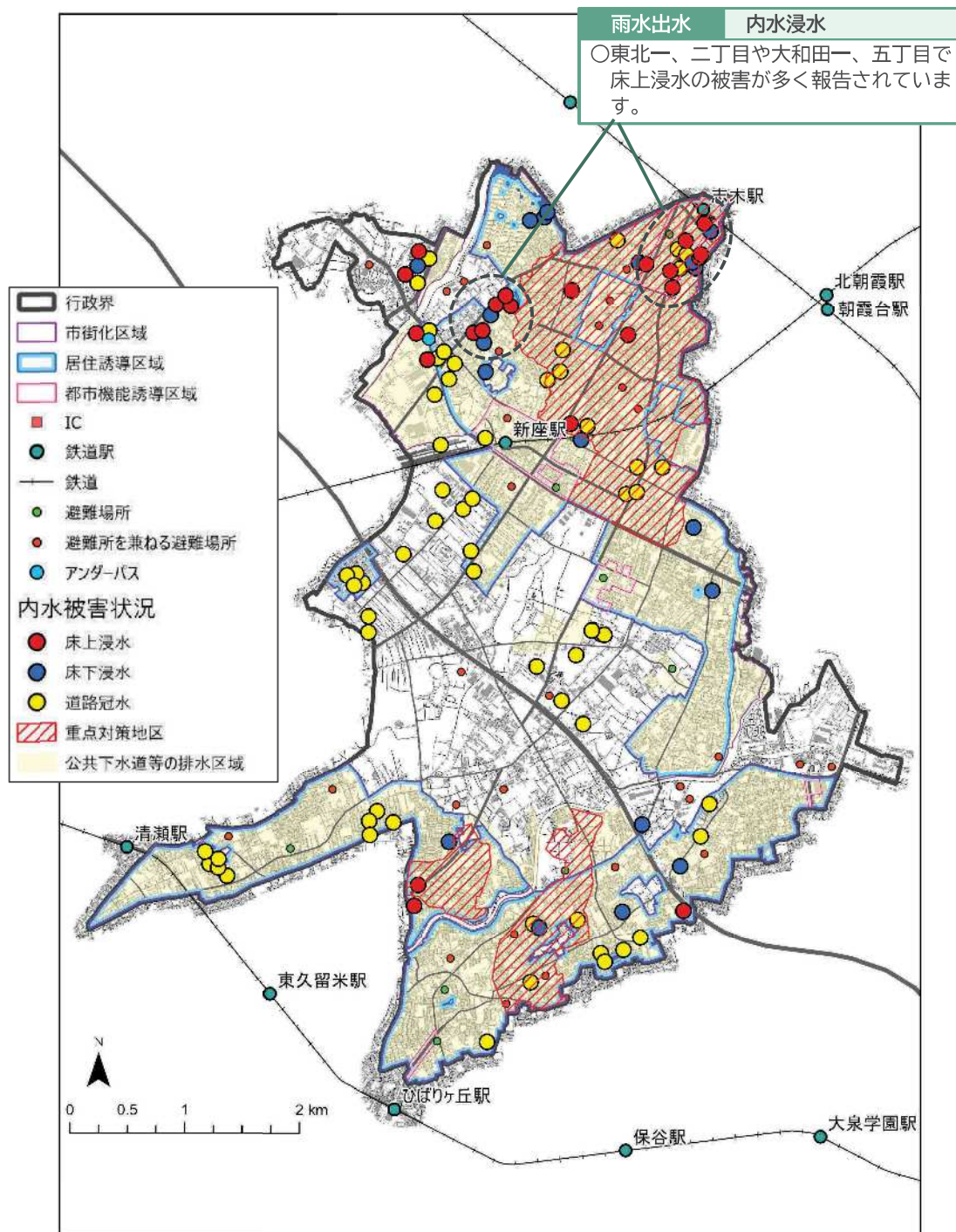


資料：雨水出水浸水想定区域図を参照し作成

本市では雨水総合管理計画において、浸水リスク等を評価し、対策を優先的に実施すべき地域を重点対策地区として指定しています。

また、令和元年以降の内水被害状況をみると、東北一、二丁目や大和田一、五丁目で床上浸水の被害が多く報告されています。

図 内水被害及び重点対策地区等の指定状況



資料：新座市雨水管理総合計画、新座市防災サイト **HP**の浸水履歴を参照し作成

(3) 土砂災害

1) 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

長雨や大雨、集中豪雨などの水害時や地震時に発生する土砂災害には、主に急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流、地滑りがあり、これらのリスクがある区域を土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）といいます。

土砂災害特別警戒区域については、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造の規制が行われます。

本市では、平成 27 年 10 月に 16ヶ所が土砂災害警戒区域に指定されており、そのうち 12ヶ所が土砂災害特別警戒区域に該当します。



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和 4 (2022) 年）

表 本市の土砂災害警戒区域一覧

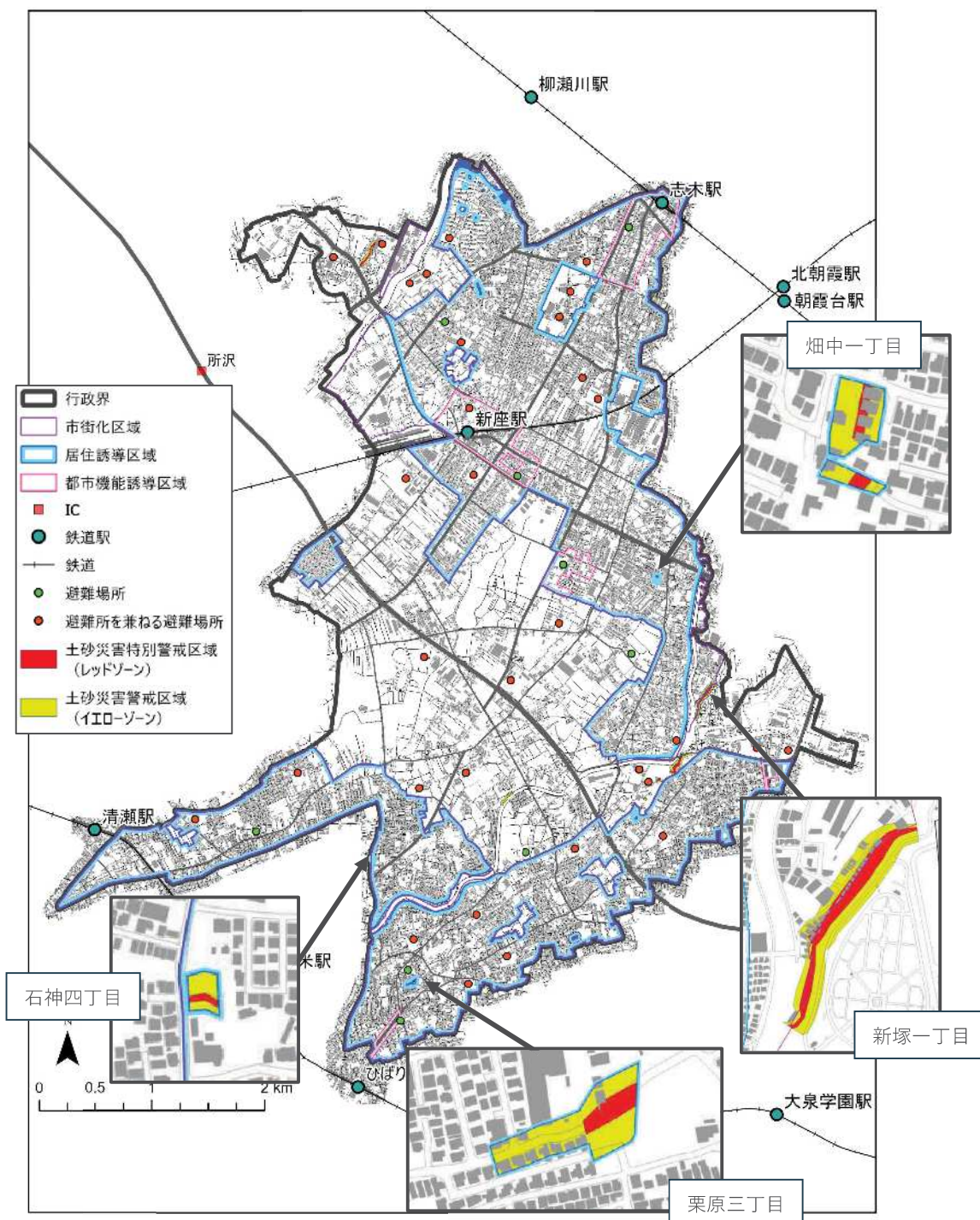
No	土砂災害警戒区域の名称	所在地	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	新座高校	栄一丁目	○	急傾斜地の崩壊
2	妙音沢	栄一丁目	○	
3	栗原三丁目	栗原三丁目	○	
4	池田三丁目	池田三丁目		
5	中野二丁目	中野二丁目	○	
6	新座市営西	新塚一丁目	○	
7	大和田	大和田五丁目		
8	石神四丁目	石神四丁目	○	
9	畑中一丁目-1	畑中一丁目	○	
10	畑中一丁目-2	畑中一丁目	○	
11	池田一丁目-1	池田一丁目	○	
12	池田一丁目-2	池田一丁目	○	
13	馬場一丁目	馬場一丁目	○	
14	堀ノ内一丁目	堀ノ内一丁目	○	
15	片山二丁目-1	片山二丁目		
16	堀ノ内二丁目-2	堀ノ内二丁目		

資料：新座市地域防災計画（令和 5 (2023) 年）

市街化区域内では畑中一丁目、石神四丁目、栗原三丁目に土砂災害特別警戒区域に指定されている場所があります。また、新塚一丁目では家屋倒壊氾濫想定区域（河岸浸食）と重複しているエリアがあり、特に災害リスクが高いと言えます。

市街化区域内で土砂災害特別警戒区域の指定がある区域及び、特に災害リスクのある地区については、拡大図を下記に示します。

図 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定状況



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4（2022）年）

2) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜崩壊危険区域とは、がけ崩れにより相当数の居住者等に危険が生じるおそれのある土地のうち、がけ崩れを誘発・助長するおそれのある行為の制限や、必要な施設を設置することを目的とした土地の区域であり、具体的には以下のとおりです。

- ① 急傾斜地の傾斜度が ~~30~~ 度以上かつ急傾斜地の高さが 5m 以上のもの。
- ② 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が ~~5~~ 戸以上あるもの、又は ~~5~~ 戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの。

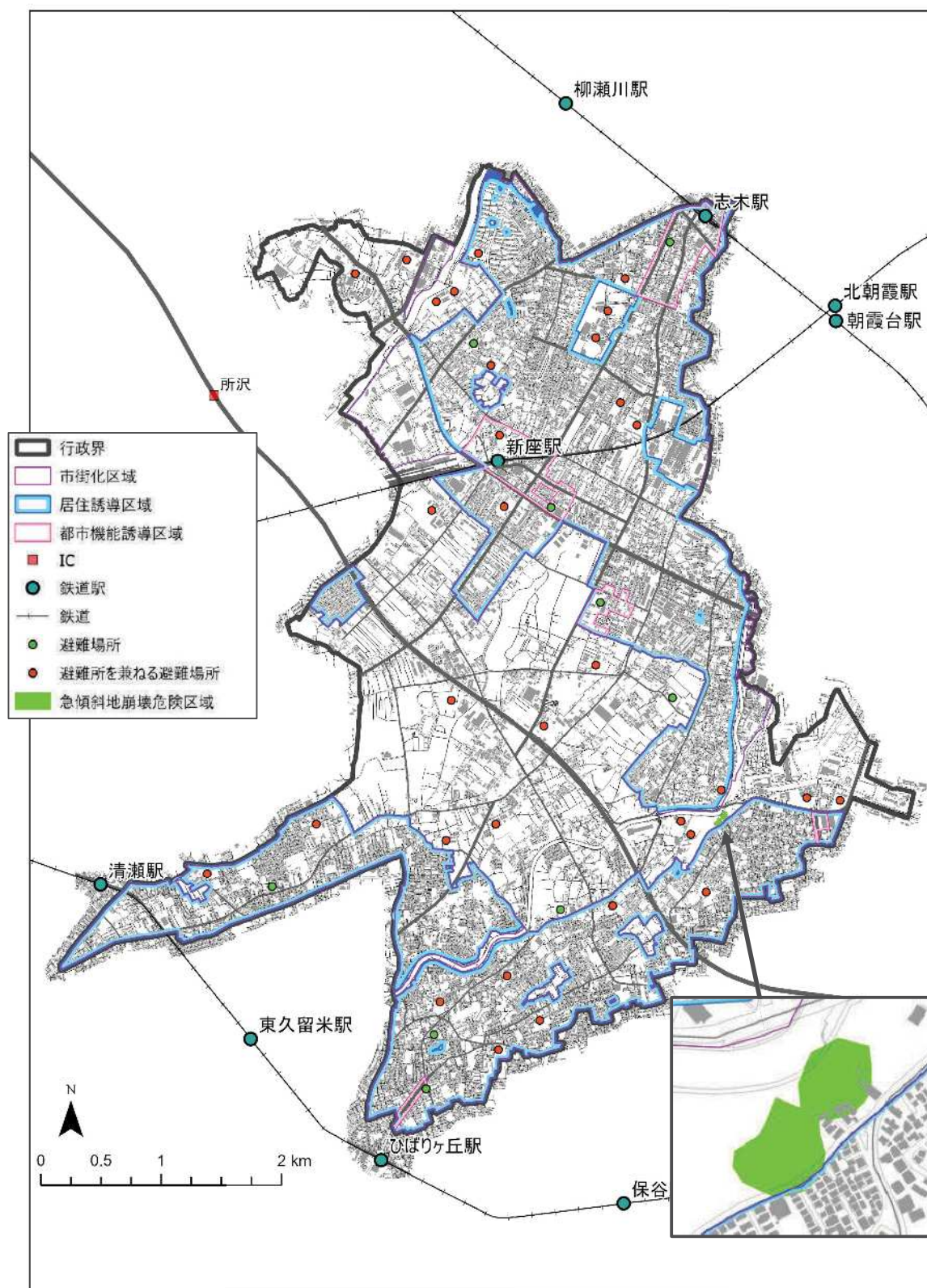
本市では、栄一丁目の一部（妙音沢）が指定されています。

表 急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)の前兆現象

		
・斜面に亀裂が入る ・斜面にはらみがみられる	・ふだん澄んでいる湧水が濁ってきたり水の吹き出しが見られる ・湧水の急激な増加あるいは減少・枯渇が認められる	・小石が斜面からばらばらと落ちだす ・斜面から異常な音、山なり、地鳴りが聞こえる

資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和 ~~4322~~ 年）

図 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



資料：県提供データ（令和6（~~2024~~）年度）

(4) 地震

中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループが平成 25 年に公表した報告^{*}によると、本市では、「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震（マグニチュード 7.3）」又は「地表断層が不明瞭な地殻内の地震（マグニチュード 6.8）」が発生した場合、最大震度 6 強の揺れが想定されています。

*「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」

住宅の耐震化については、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図っており、新座市建築物耐震改修促進計画によると、住宅の耐震化率は令和 3 年 3 月 31 日現在で 92%と推計しており、耐震診断義務化建築物[※]の耐震化率は 10%、多数の者が利用する建築物の耐震化率は 93%となっています（令和 2 年新座市耐震化状況調査、令和 3 年新座市推計による）。

* 学校や病院、社会福祉施設等多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物のうち一定の用途及び規模に該当する要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項参照）及び耐震診断を義務付ける路線を閉塞する恐れのある建築物である要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第 7 条参照）

1) 液状化

液状化とは、地震が発生して地盤が強い衝撃を受けると、今まで互いに接して支えあっていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体が液体のような状態になる現象のことをいいます。

液状化が発生すると、地盤から水が噴き出したり、また、それまで安定していた地盤が急に柔らかくなるため、その上に立っていた建物が沈んだり（傾いたり）、地中に埋まっていたマンホールや埋設管が浮かんできたり、地面全体が低い方へ流れ出すといった現象が発生します。

なお、新座市地震ハザードマップでは、液状化マップとして地域の地形・地盤の特性を考慮して、揺れやすさマップに示した揺れの大きさに基づいた液状化の可能性を 5 段階で評価しています。

図 液状化可能性判定

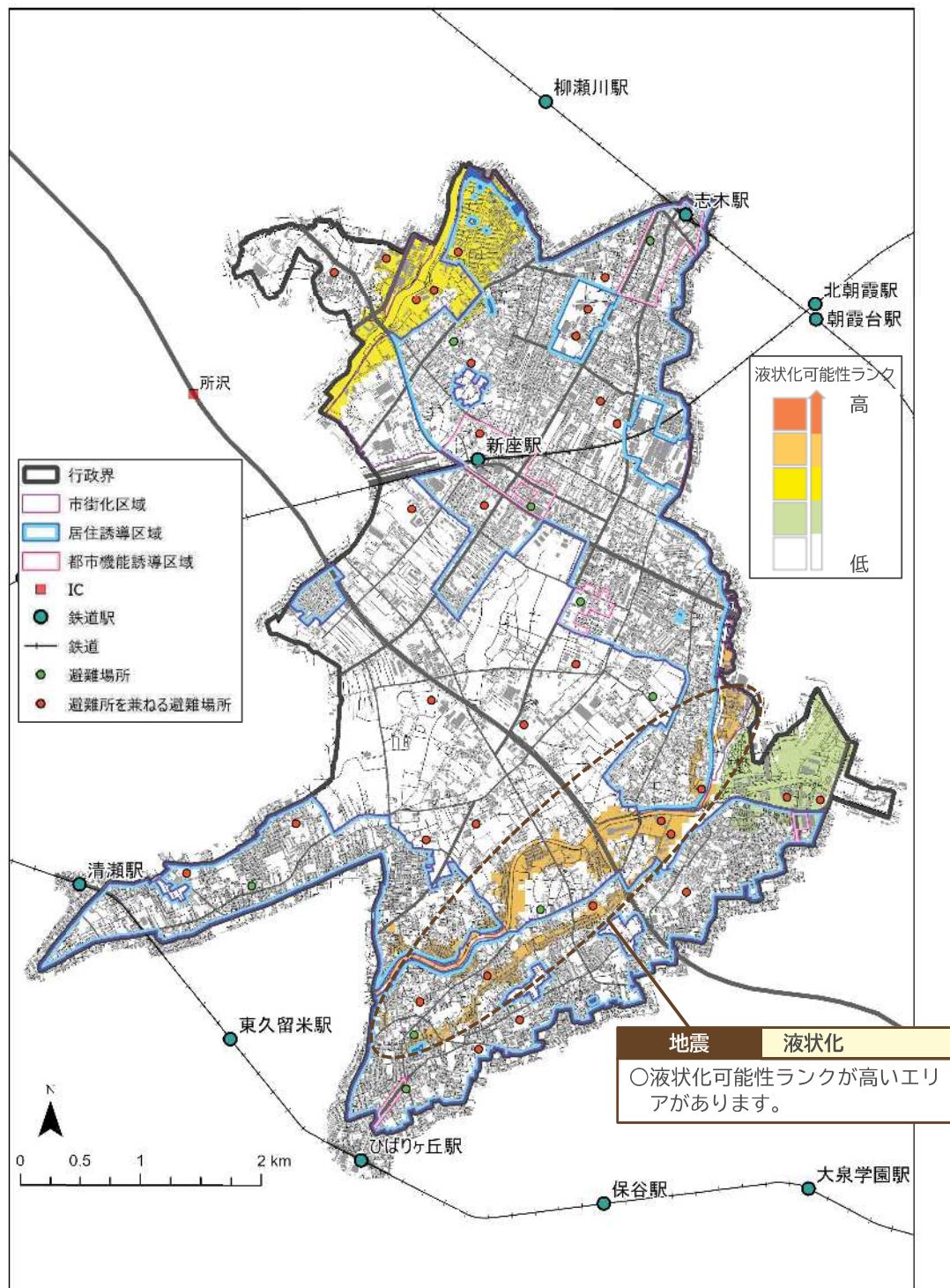
PL 値	PL=0	$0 < PL \leq 5$	$5 < PL \leq 15$	$PL > 15$
液状化可能性	極めて低い	低い	やや高い	高い
液状化可能性判定	液状化可能性は極めて低い。液状化に関する詳細な調査は不要	液状化可能性は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要	液状化可能性がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要	液状化可能性が高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策が必要

資料：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

地震で液状化する可能性が比較的高いのは柳瀬川周辺、黒目川周辺、中沢用水、中沢川、新座市営墓園周辺となっています。

中でも黒目川、中沢用水、中沢川周辺で液状化可能性ランクが高いと予想されています。

図 液状化マップ



資料：新座市地震ハザードマップ（令和 4(2022)年）

2) 揺れやすさ

新座市地震ハザードマップでは、揺れやすさマップとして3つの想定地震[※]に対する揺れの大きさ（震度）を評価し、最大の震度を評価しています。

本市の市域は、すべて震度6強と評価されていますが、同ハザードマップでは、そのなかでさらに強弱を5段階に分けて評価しています。

※ 3つの想定地震

本市に大きな被害を及ぼすと考えられる「立川断層帯地震」「東京湾北部地震」「新座市直下における地震」を指す。

図 震度6のイメージ

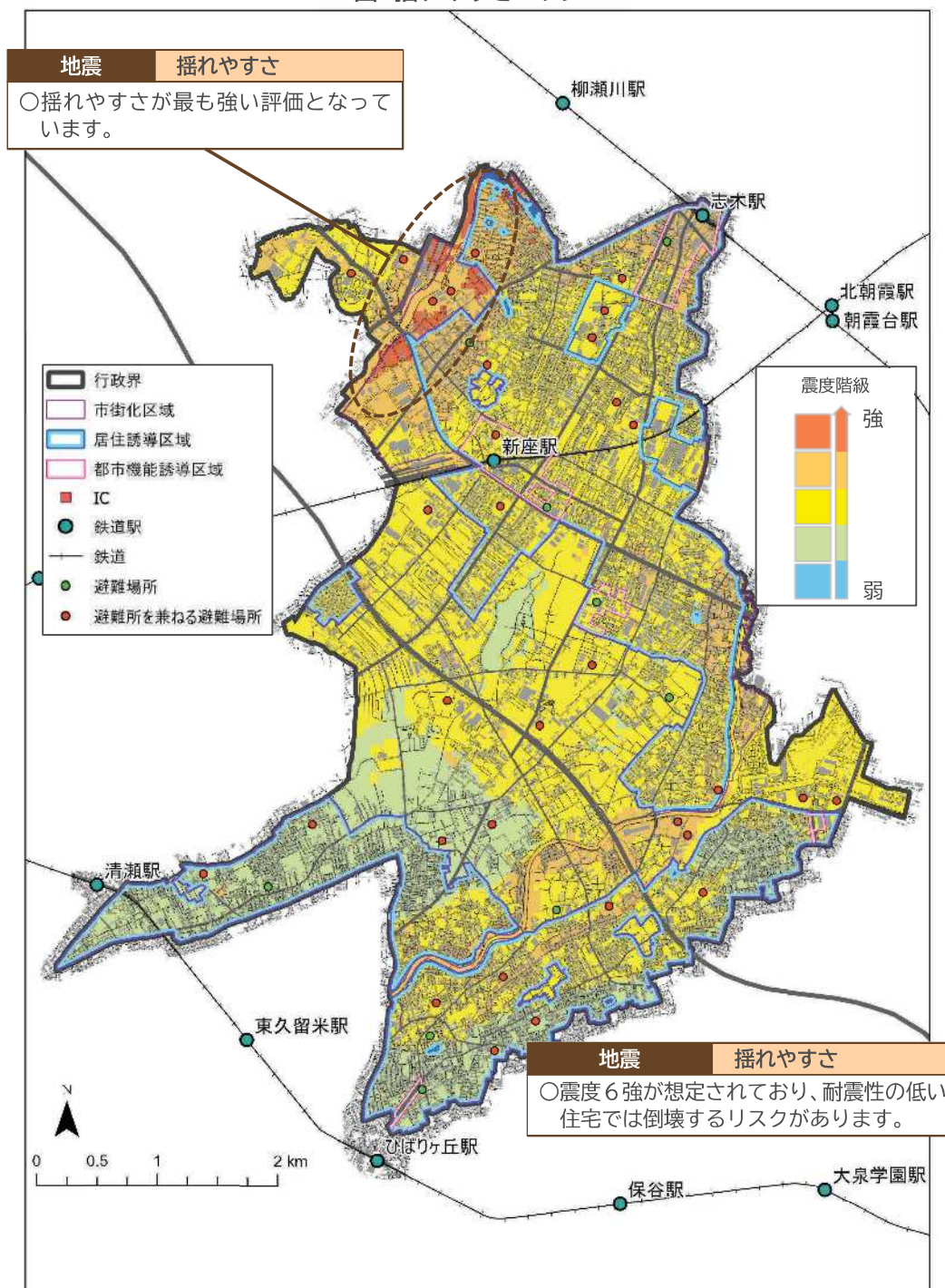


資料：気象庁 震度と揺れ等の状況

本市では3つの想定地震※が発生した場合、全域で震度6強が想定されており、耐震性の低い住宅では倒壊するリスクがあります。特に柳瀬川周辺で揺れやすさが最も強い評価となっており、この周辺の避難場所は学校施設が中心であり堅牢な建物が多いものの、避難する際には十分な注意が必要となっています。

※3つの想定地震：本市に大きな被害を及ぼすと想定されている「立川断層帯地震」、「東京湾北部地震」及び「新座市直下における地震」を指す。

図 揺れやすさマップ



資料：新座市地震ハザードマップ（令和4（2022）年）

3) 地域の危険度（建物全壊量※）

「埼玉県地震被害想定調査報告書」（~~H23~~^{H163}）によると、東京湾北部地震で最も大きな建物損壊の被害があると予測されており、揺れによる被害は全壊が ~~33~~³³棟、半壊が ~~854~~⁸⁵⁴棟となっています。なお、液状化による被害は予測されていません。

※建物全壊量（建物全壊危険度）・・・主に揺れやすさ等の地盤特性、建物構造、建築年代等を考慮して評価するもの。評価が高いと危険度が高い。

表 本市の被害予測結果

	揺れによる被害		液状化による被害		揺れ＋液状化による被害	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
木造	29棟 (0.07%)	806棟 (1.81%)	0棟 (0%)	0棟 (0%)	29棟 (0.07%)	806棟 (1.81%)
非木造	4棟 (0.01%)	48棟 (0.11%)	0棟 (0%)	0棟 (0%)	4棟 (0.01%)	48棟 (0.11%)
合計	33棟 (0.08%)	854棟 (1.92%)	0棟 (0%)	0棟 (0%)	33棟 (0.08%)	854棟 (1.92%)

資料：平成 ~~24~~²⁵年度埼玉県地震被害想定調査報告書

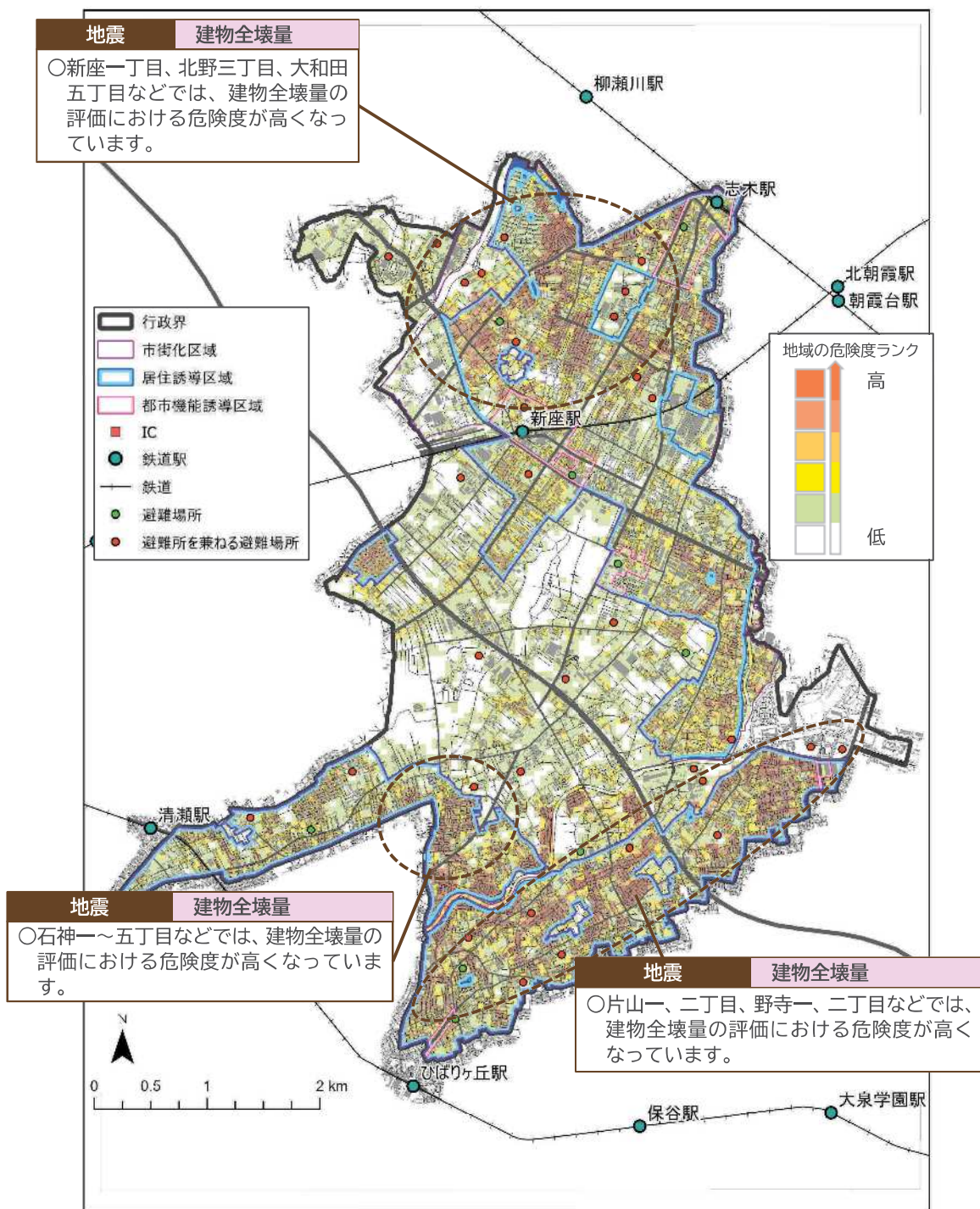
図 建物被害について

- ・地震による揺れの大きさと建物被害には関係があり、揺れが大きくなるにつれて被害程度が大きくなったり、被害の数が増加する傾向にあります。
- ・また、過去の地震における 全壊（倒壊）建物のほとんどが、建築基準法改正前の昭和 56年以前に建築されたものであったことから、当時の建物には、構造や耐震性に問題がある可能性が高いと推測されています。したがって、揺れやすい地域であったり、古い木造建物が多い地域は、相対的に危険度が高くなります。

資料：新座市地震ハザードマップ（令和4（~~2022~~²⁰²²）年）

メッシュごとの建物の棟数が基準となるため、住宅が集積している地域において危険度のランクが高くなっています。揺れやすさの高い市北部の居住誘導区域内だけでなく、南部の黒目川周辺の居住誘導区域内にも建物全壊量の評価における危険度が高いエリアがみられます。

図 地域の危険度マップ



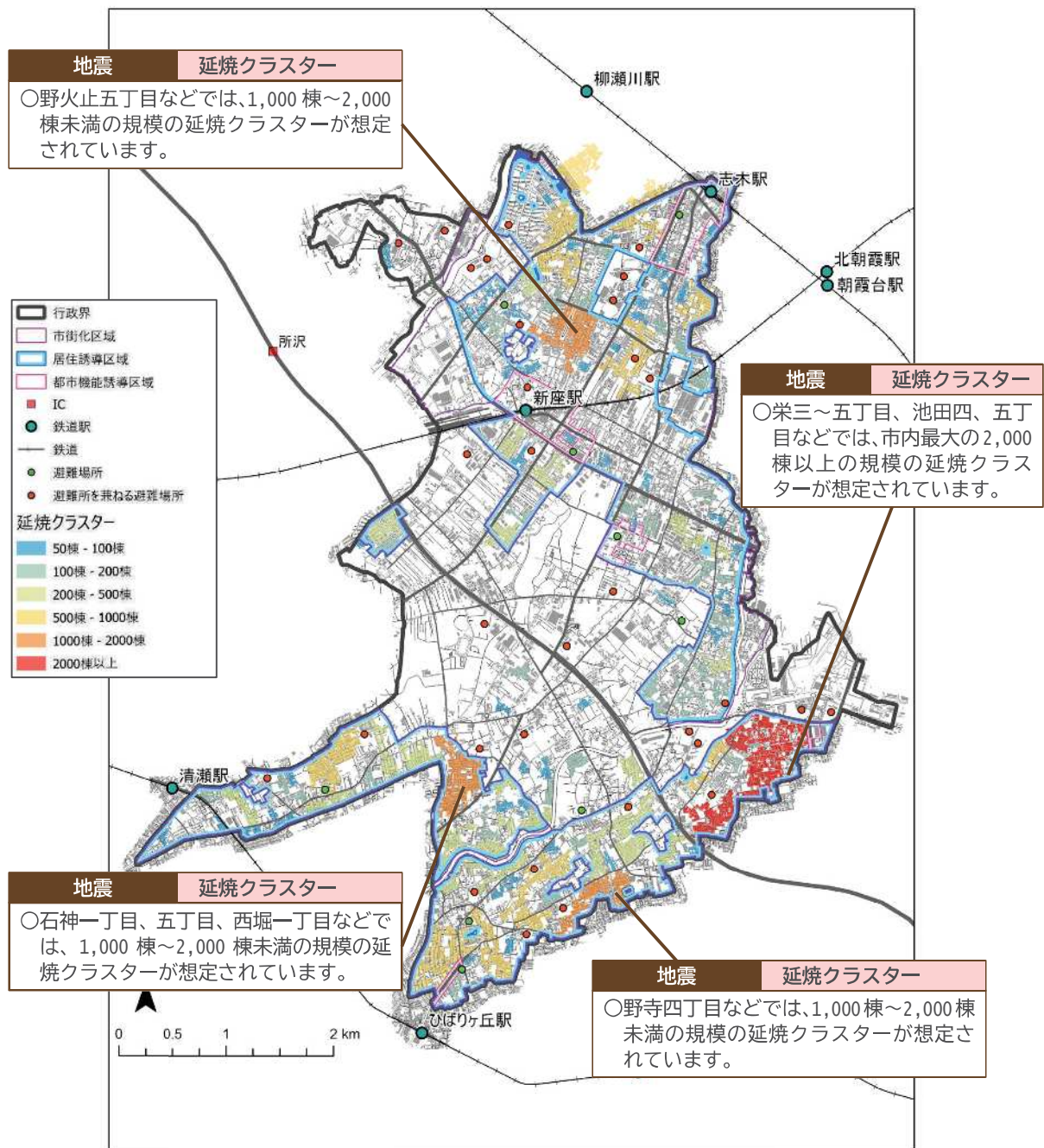
資料：新座市地震ハザードマップ（令和4（2022）年）

4) 延焼クラスター

延焼クラスターとは、一度出火した場合に延焼が拡大する可能性のある範囲のことで、特に住宅密集地で起こりやすい現象です。大規模地震が発生し、通電等に伴う火災と建物の倒壊が同時多発的に発生した場合には、消火活動が困難となり、延焼を止めることが難しくなります。

本市内では、~~200~~棟以上の規模が1箇所、~~1,000~~棟～~~200~~棟未満の規模が3ヶ所想定されています。

図 延焼クラスターの指定状況



資料：県提供データ

1-4 災害リスク分析

(1) 分析の視点

災害に関する具体的なリスクを把握するため、「1-2 本市の都市特性」と「1-3 本市のハザード情報の整理」を重ね合わせて分析します。

重ね合わせる都市の特性とハザード情報は以下のとおりです。

表 災害リスク分析項目 ※情報名の後ろの数字は掲載ページ番号

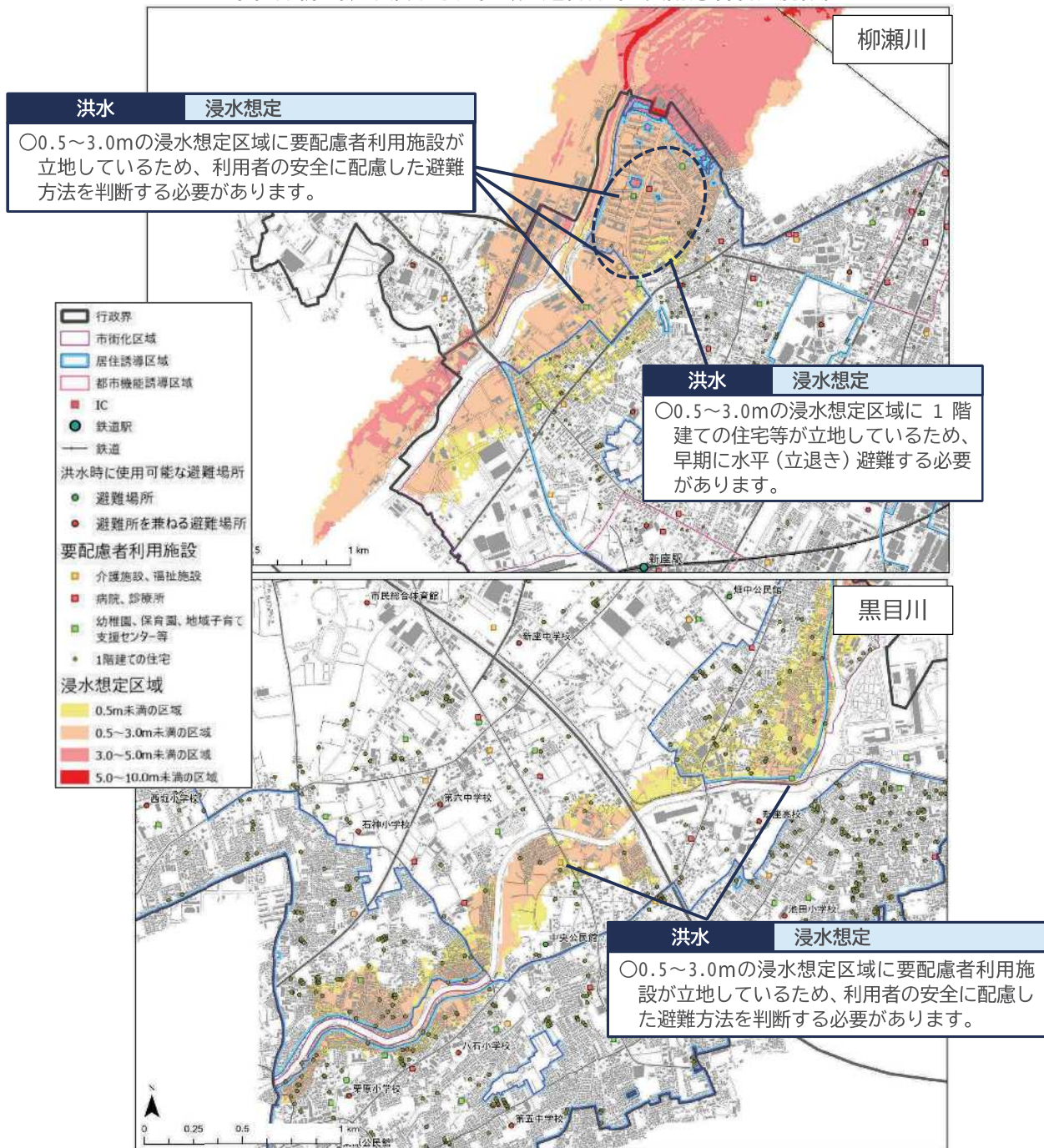
ハザード情報等		組み合わせる情報		分析の視点
洪水 (外水氾濫)	洪水浸水想定区域 (18)	×	建物分布 (1階住宅) (6)・(40) 要配慮者利用施設 (9)	→ 垂直避難が困難な建物・早期の避難行動が必要な建物の分布状況の把握
		×	道路網 (緊急輸送道路) (10)	→ 災害により応急活動等が妨げられるリスクが生じる箇所があるか
	浸水継続時間 (21)	×	建物分布 (6) 要配慮者利用施設 (9)	→ 長時間孤立するリスクのある地域があるか
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食) (23)	×	建物分布 (6) 要配慮者利用施設 (9)	→ 倒壊リスクが高い区域の建物の分布状況を把握
雨水出水 (内水)	雨水出水浸水想定区域 (25) 内水被害実績	×	建物分布 (1階住宅) (6)・(44) 要配慮者利用施設 (9)	→ 垂直避難が困難な建物・早期の避難行動が必要な建物の分布状況の把握
		×	道路網 (緊急輸送道路) (10)	→ 災害により応急活動等が妨げられるリスクが生じる箇所があるか
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 (28) 土砂災害警戒区域 (28) 急傾斜地崩壊危険区域 (30)	×	建物分布 (6) 要配慮者利用施設 (9)	→ 倒壊リスクが高い区域の建物の分布状況を把握
地震	液状化 (32)	×	道路網 (緊急輸送道路) (10)・無電柱化	→ 災害により応急活動等が妨げられるリスクが生じる箇所があるか
	揺れやすさ (34)	×	建物分布 (6) 要配慮者利用施設 (9) 大規模盛土造成地 (14)	→ 地震時の被災リスクの高い地域を把握
	地域の危険度 (36)	×	道路網 (緊急輸送道路) (10) 建物分布 (旧耐震) (8)	→ 災害により応急活動等が妨げられるリスクが生じる箇所があるか
	延焼クラスター (38)	×	建物分布 (6) 要配慮者利用施設 (9) 住宅密集地 (16)	→ 早期の避難行動が必要な施設の建物分布状況の把握、災害時の被災リスクが高い地域の把握

(2) 災害リスク分析

1) 洪水（外水氾濫）①【洪水浸水想定区域×建物分布（1階住宅）、要配慮者利用施設】

○0.5～3.0m未満の浸水想定区域に要配慮者利用施設が立地しているため、利用者の安全に配慮した避難方法を判断する必要があります。また、1階建ての施設や住宅については、早期の水平（立退き）避難が求められます。

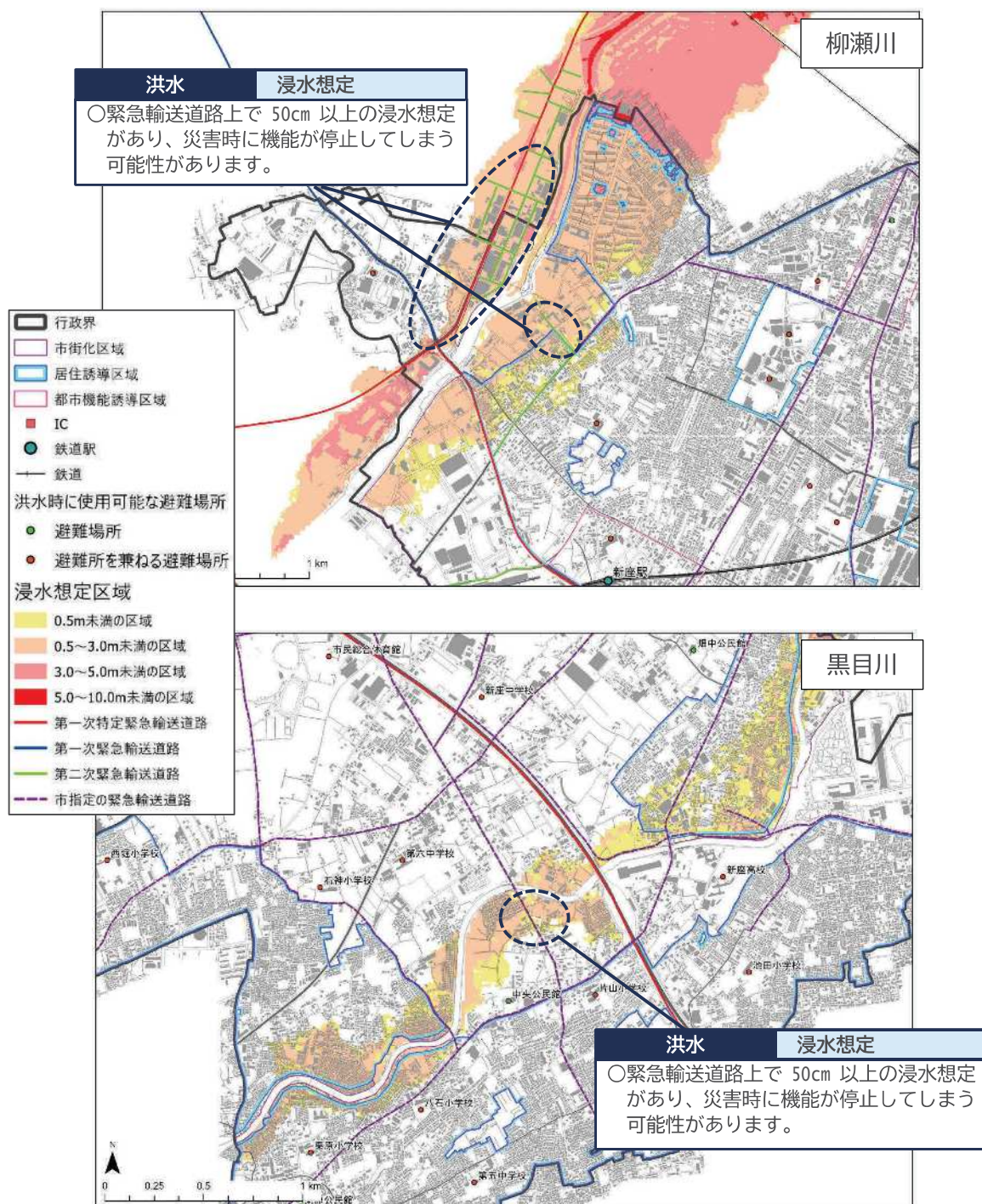
図 分析1(洪水浸水想定区域×建物分布、要配慮者利用施設)



2) 洪水（外水氾濫）②【洪水浸水想定区域×道路網（緊急輸送道路）】

○緊急輸送道路の周辺で 50m以上の浸水想定があり、災害時に機能が停止し救護活動や避難時に支障をきたす可能性があります。

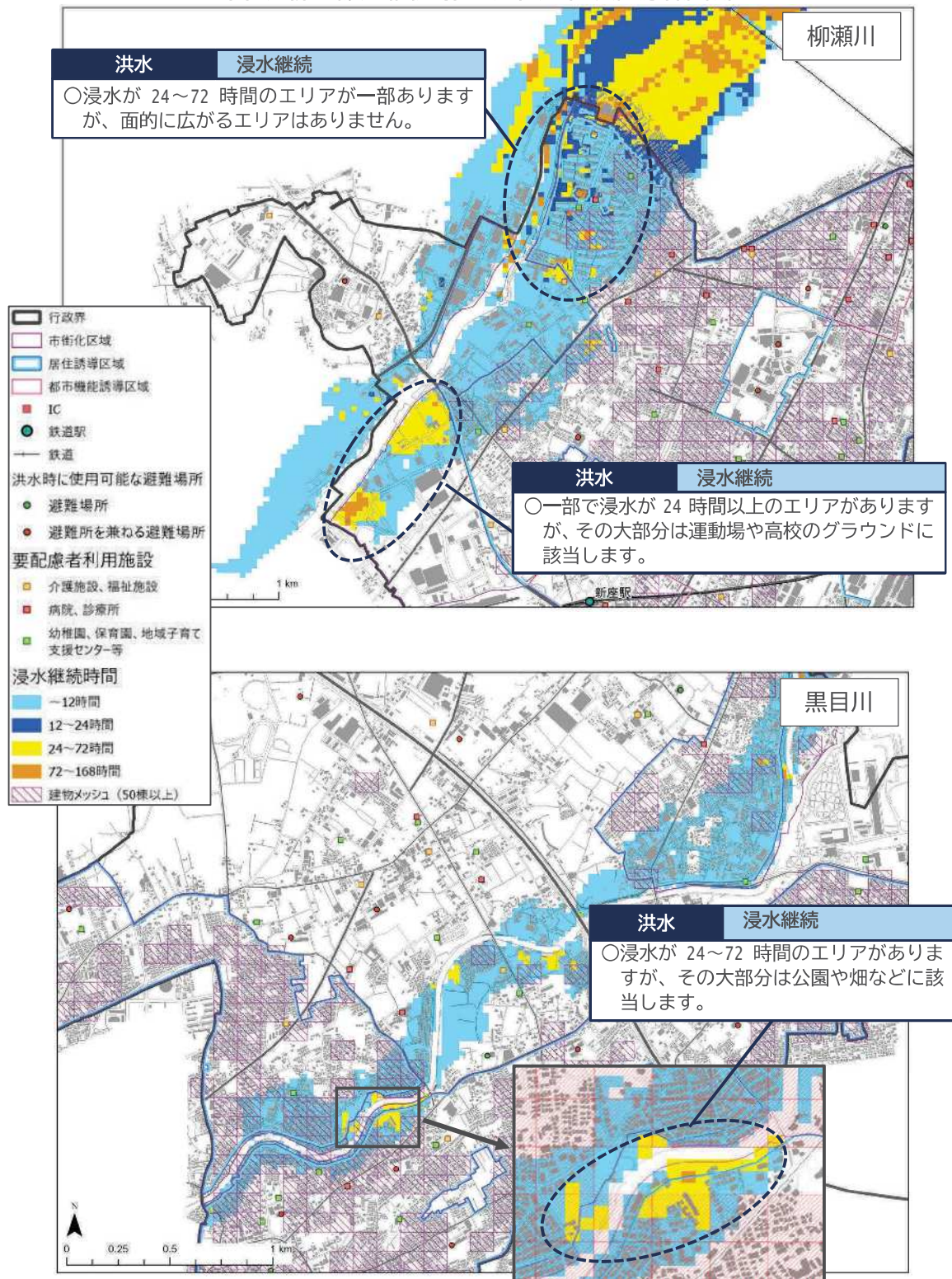
図 分析2(洪水浸水想定区域×道路網(緊急輸送道路))



3) 洪水（外水氾濫）③【浸水継続時間×建物分布、要配慮者施設】

○河川の氾濫により孤立する可能性があり、浸水想定区域外への水平（立退き）避難が求められる浸水継続時間が72時間以上のエリアにも、一部で住宅等が立地しています。

図 分析3（浸水継続時間×建物分布、要配慮者施設）



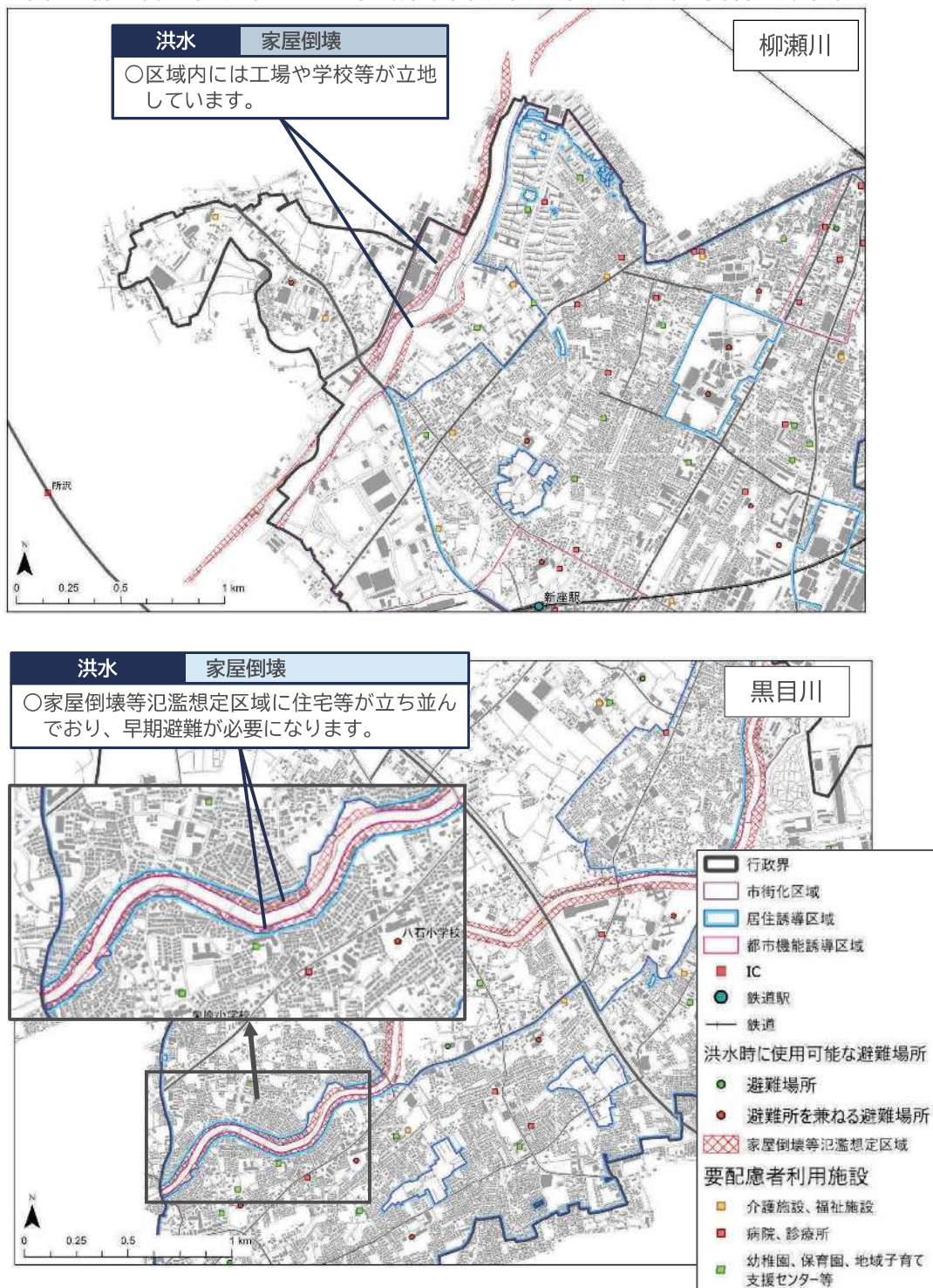
4) 洪水（外水氾濫）④【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）×建物分布、要配慮者利用施設】

○家屋倒壊等氾濫想定区域は居住誘導区域から除かれています。

○黒目川周辺の家屋倒壊等氾濫想定区域内で住宅等が立ち並んでいるエリアについては、早期の水平（立退き）避難が求められます。

○家屋倒壊等氾濫想定区域内に要配慮者利用施設は立地していません。

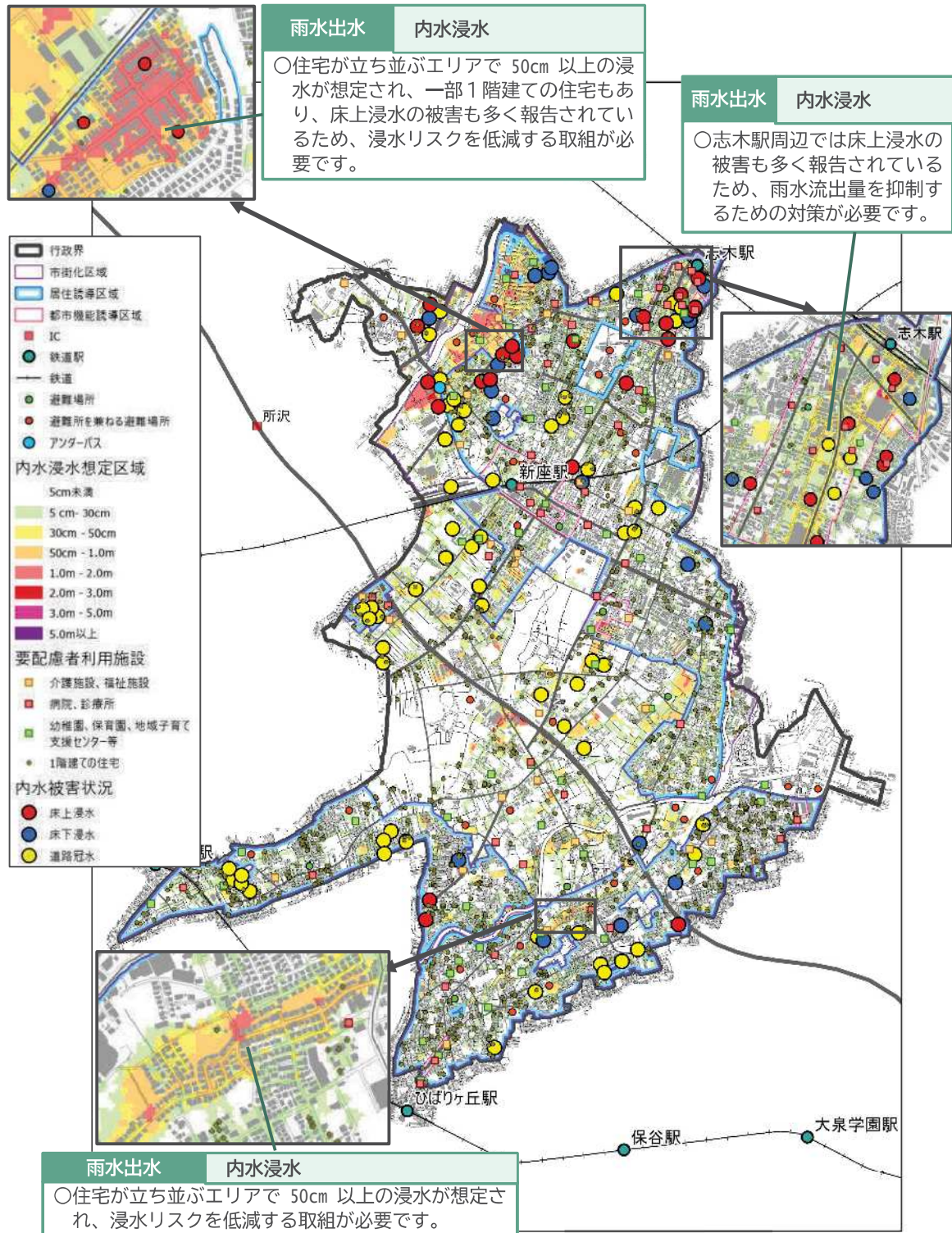
図 分析4（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）×建物分布、要配慮者利用施設）



5) 雨水出水（内水氾濫）①【雨水出水浸水想定区域・内水被害実績×建物分布（1階住宅）、要配慮者利用施設】

○住宅が立ち並ぶエリアで 50cm以上の浸水が想定されているため、浸水リスクの低減が求められます。

図 分析5(雨水出水浸水想定区域・内水被害実績×建物分布、要配慮者利用施設)

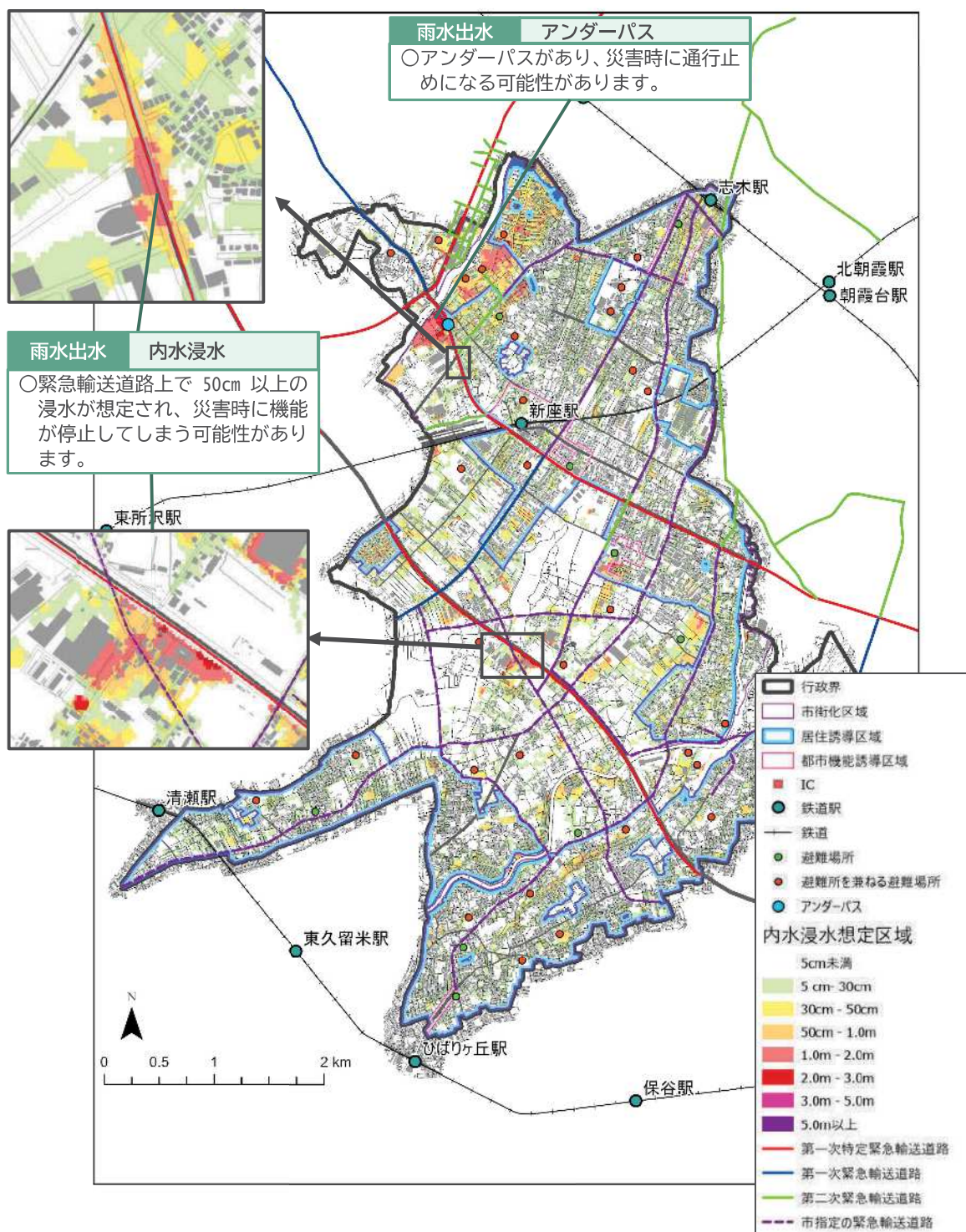


6) 雨水出水（内水氾濫）②【雨水出水浸水想定区域×道路網（緊急輸送道路）】

○緊急輸送道路上で **50cm**以上の浸水が想定されているため、浸水リスクの低減が求められます。

○国道 **254**号下にあるアンダーパスは、降雨災害時には浸水対策として止水板の設置を行う場合もあるため、事前の避難経路の確認や早期の避難行動が必要になります。

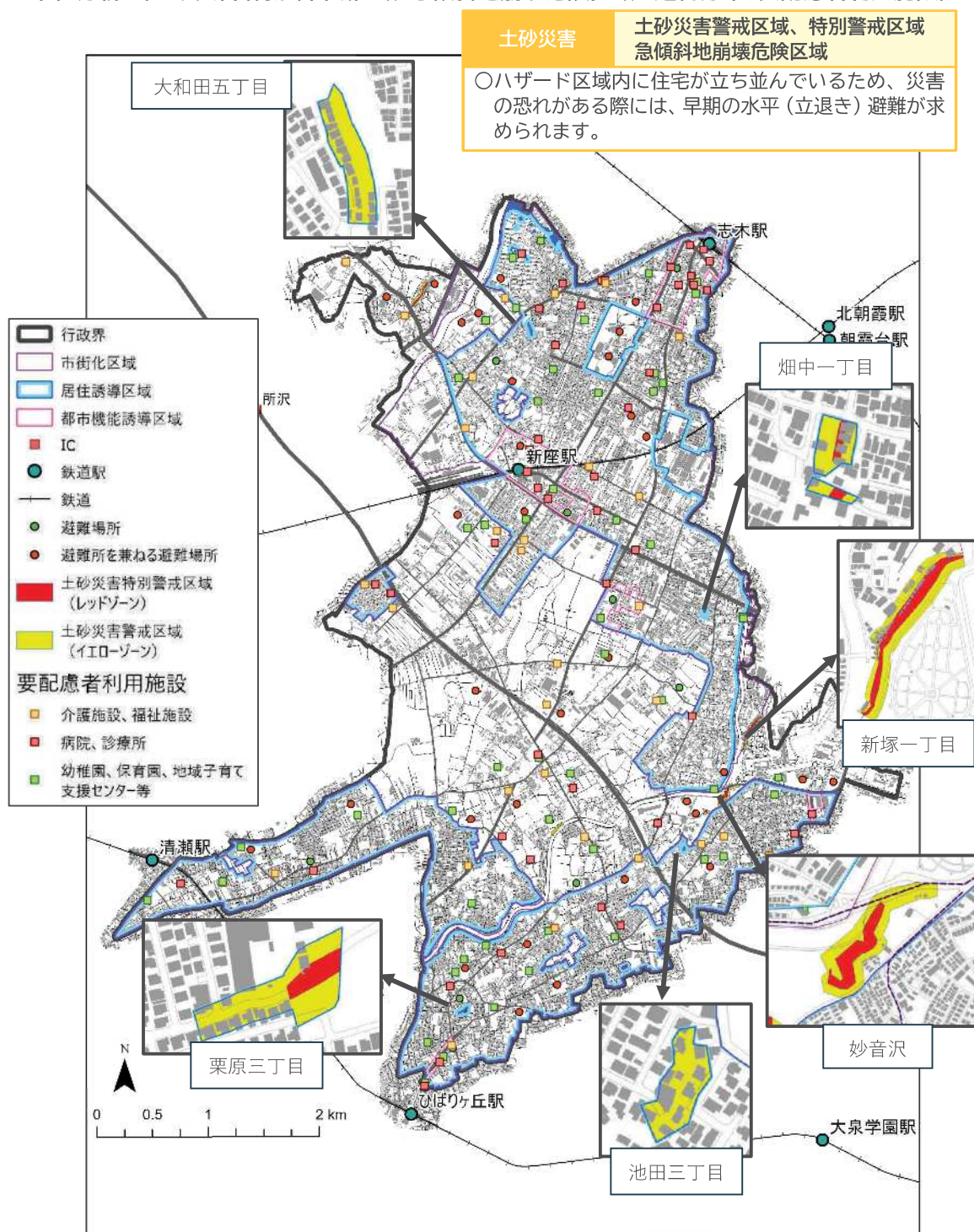
図 分析6(雨水出水浸水想定区域×緊急輸送道路)



7) 土砂災害【土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域×建物分布、要配慮者利用施設】

○土砂災害警戒区域内及び急傾斜地崩壊危険区域には要配慮者利用施設は立地していませんが、一般住宅が立ち並ぶエリアがあるため、災害の恐れがある際には、早期の水平（立退き）避難が求められます。

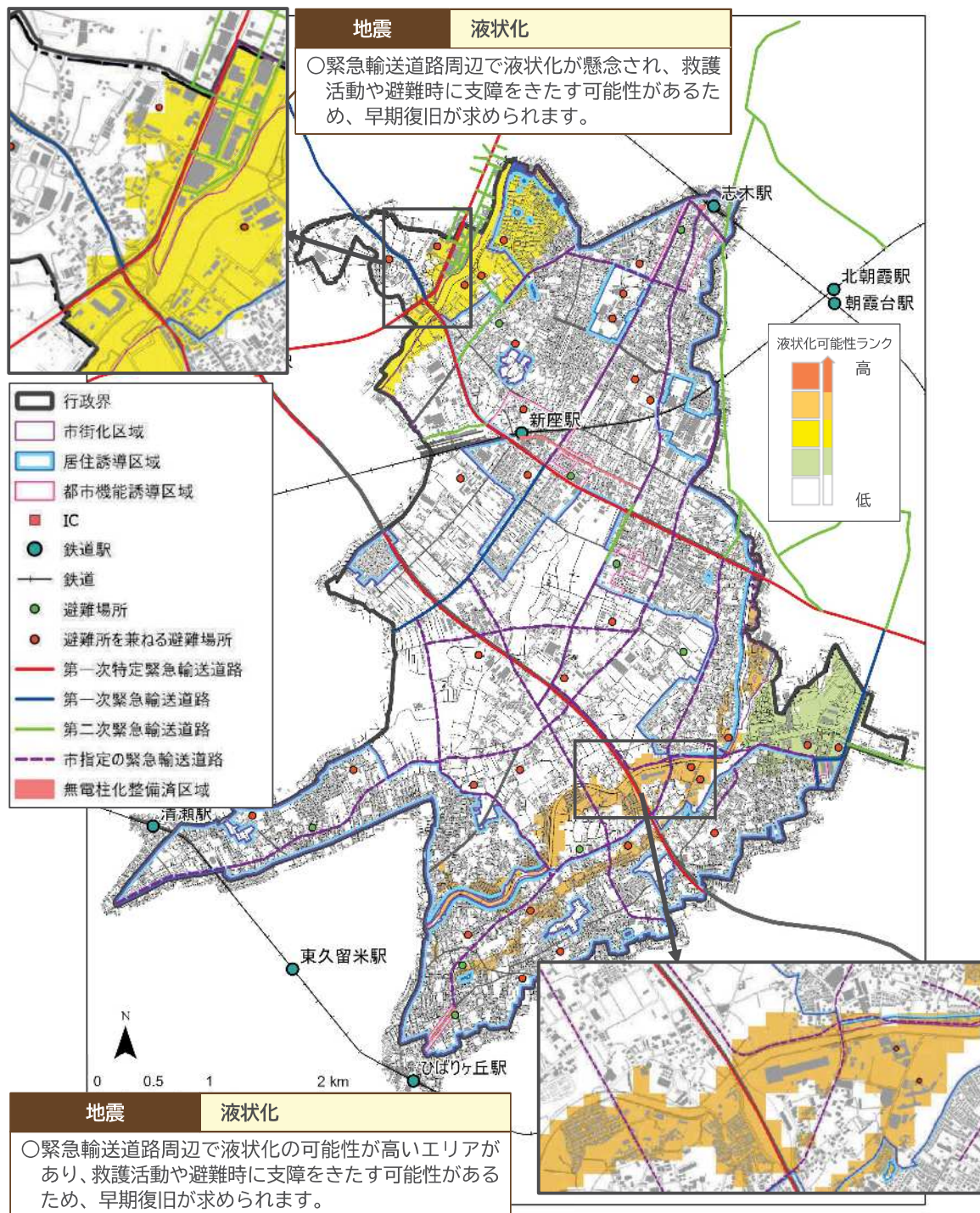
図 分析7(土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域×建物分布、要配慮者利用施設)



8) 地震①【液状化×道路（緊急輸送道路）・無電柱化】

- 本市北部の柳瀬川周辺や、黒目川・中沢川周辺で液状化の可能性があります、緊急輸送道路の周辺で液状化が発生した場合、建物や電柱の倒壊により道路が閉塞することで機能が停止し、救護活動や避難時に支障をきたす可能性があります。
- 新座駅南口通線、志木駅南口周辺、ひばりヶ丘片山線の一部では無電柱化の整備がされています。

図 分析8(液状化×道路(緊急輸送道路)・無電柱化)



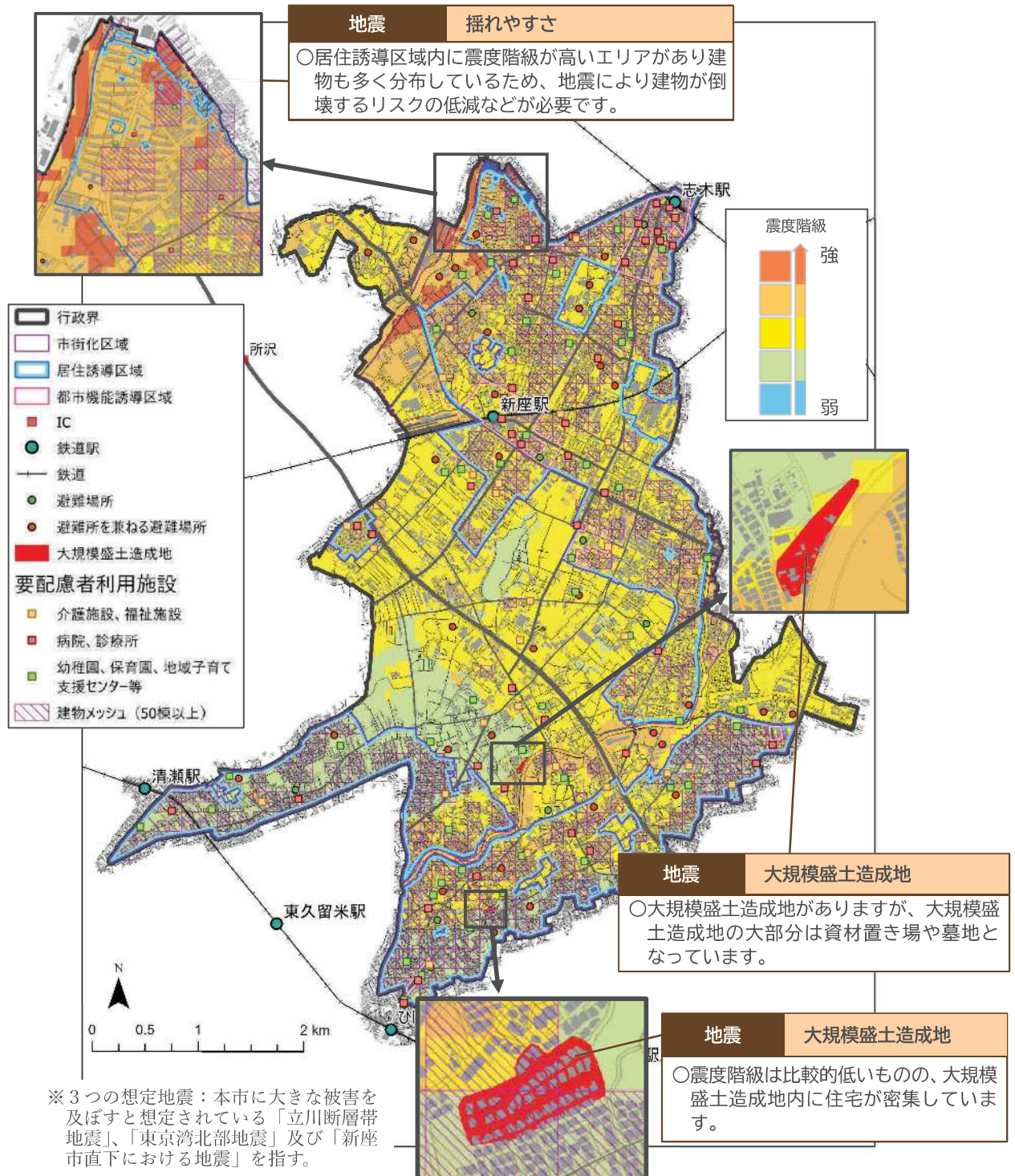
9) 地震②【揺れやすさ×建物分布、要配慮者利用施設、大規模盛土造成地】

○本市では、3つの想定地震※が発生した場合、全市で震度6強の地震が想定されています。

特に柳瀬川沿いは震度階級が高く、建物の倒壊リスクがあります。

○大規模盛土造成地内に住宅等が立ち並んでいるため、調査の結果、危険性がみとめられた区域については、宅地耐震化の対策がされるまでは、地震が発生した際の早期の水平（立退き）避難が求められます。

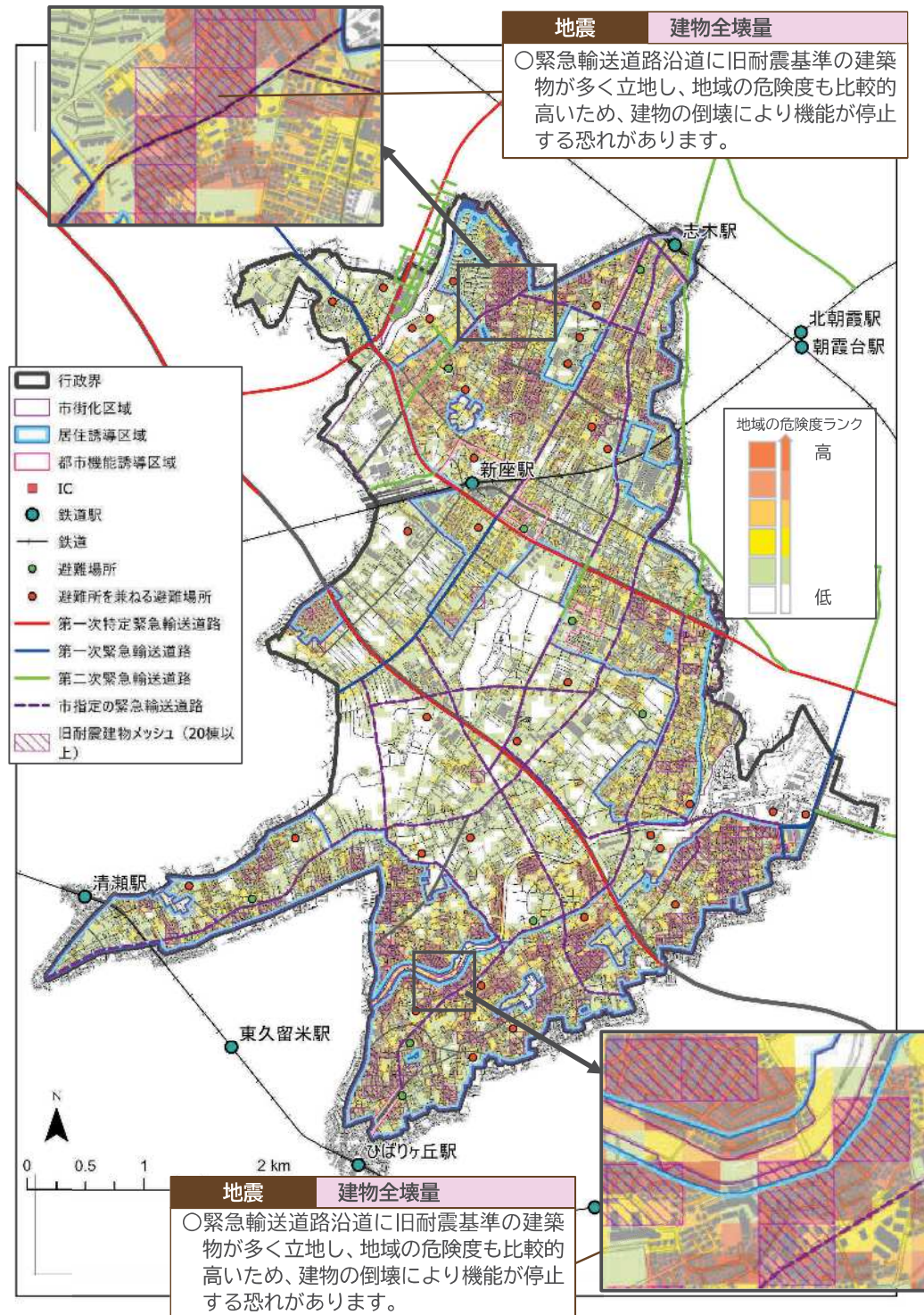
図 分析9(揺れやすさ×建物分布、要配慮者利用施設、大規模盛土造成地)



10) 地震③【地域の危険度×道路網（緊急輸送道路）、建物分布（旧耐震）】

○緊急輸送道路沿道に旧耐震基準の建築物が多く立地し、地域の危険度も比較的高いため、建物の倒壊などにより、機能が停止してしまうリスクがあります。

図 分析 10(地域の危険度×道路網(緊急輸送道路)、建物分布(旧耐震))



1 1) 地震④【延焼クラスター×建物分布、要配慮者利用施設、住宅密集地】

- 避難や消火活動が困難になることが想定される住宅密集地で、延焼クラスターが分布しており、火災発生時には広範囲に延焼するなど防災上のリスクがあります。
- 新座一丁目、栗原六丁目には、住宅密集地内に要配慮者利用施設が立地しています。
- 新座市は比較的戸建て住宅が多く立地している特性があり、基準により住宅密集地として特定されたエリア以外にも小規模に住宅が密集している地域が散在しているため、全域的な対策の検討が必要です。

図 分析 11(延焼クラスター×建物分布、要配慮者利用施設、住宅密集地)

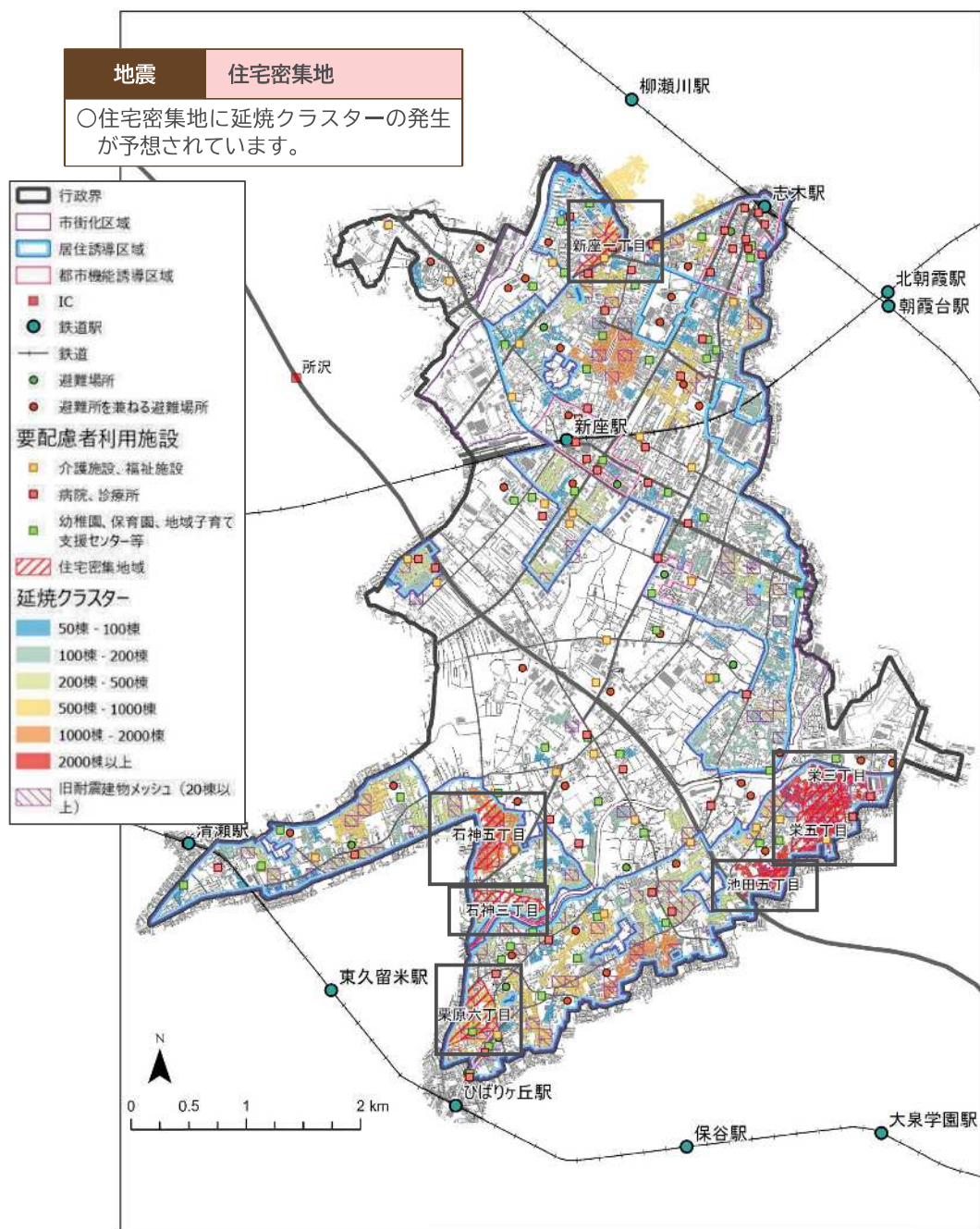
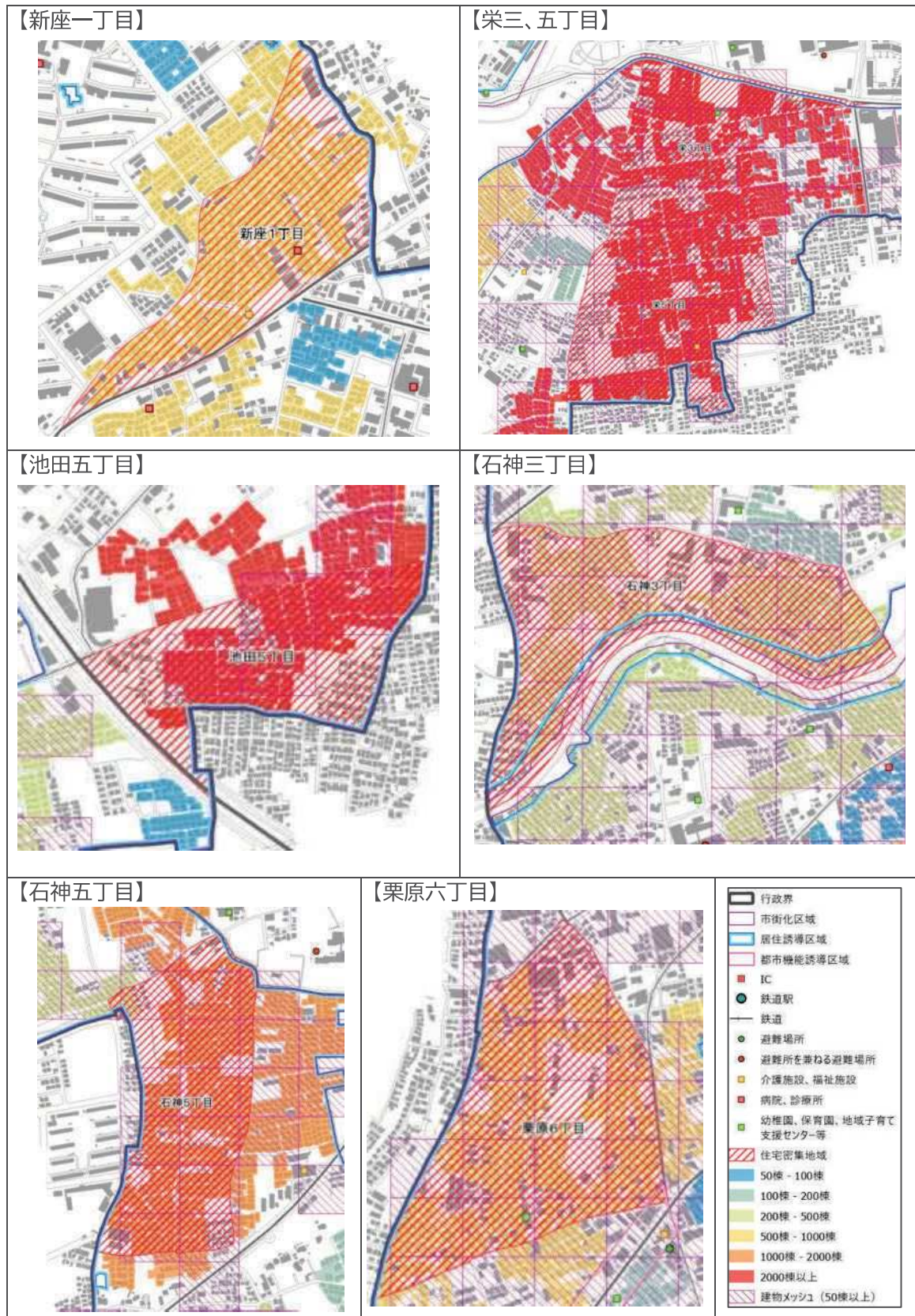


図 住宅密集地の拡大図



1 - 5 課題の整理

(1) 各災害に対する主な課題箇所

前項で整理した課題について、課題図に整理します。

なお、課題図に表示するハザード情報は、マップの見やすさを考慮し洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域/特別警戒区域、液状化可能性区域、大規模盛土造成地、住宅密集地とします。

図 課題図（全域）

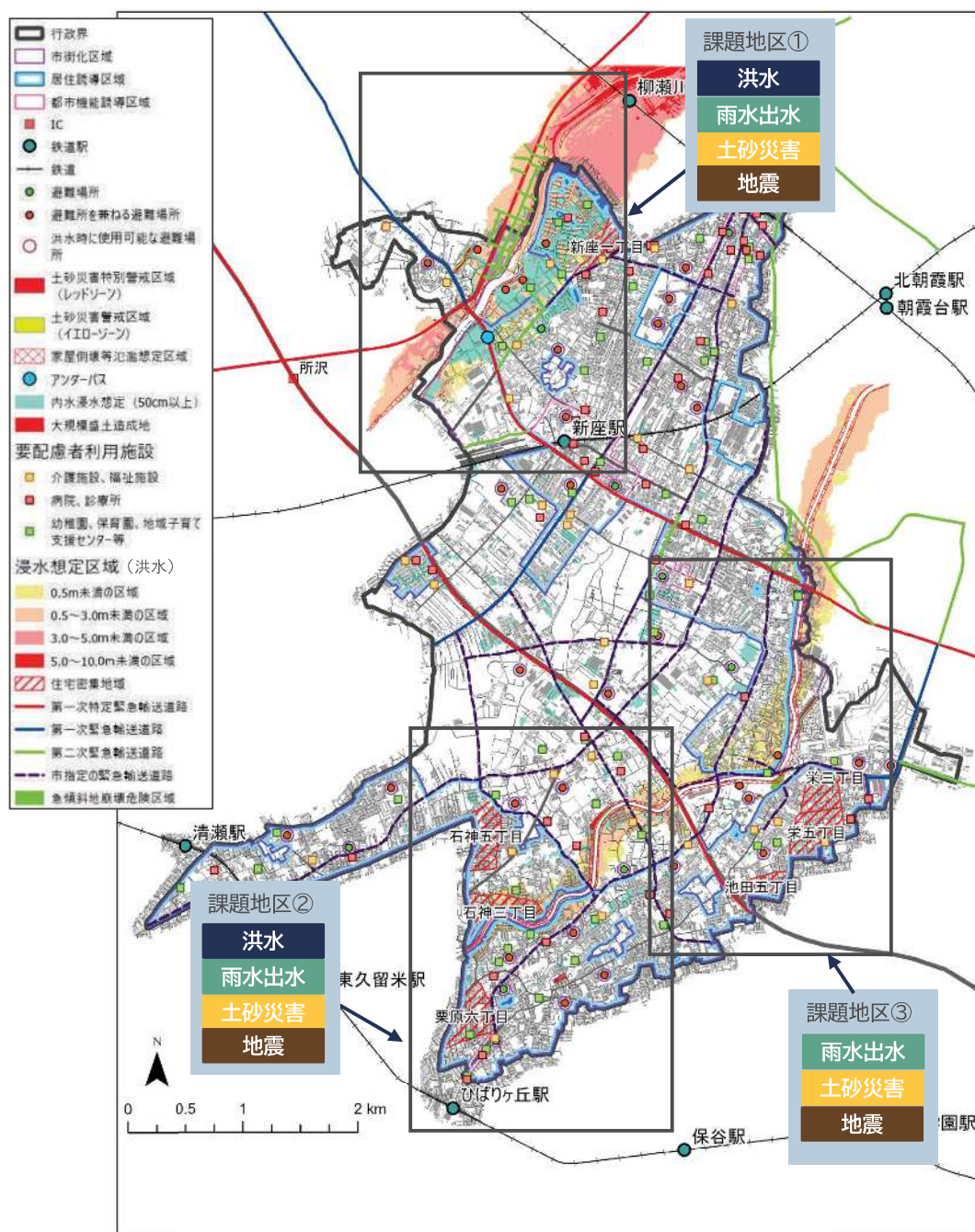


図 課題エリア①(詳細)

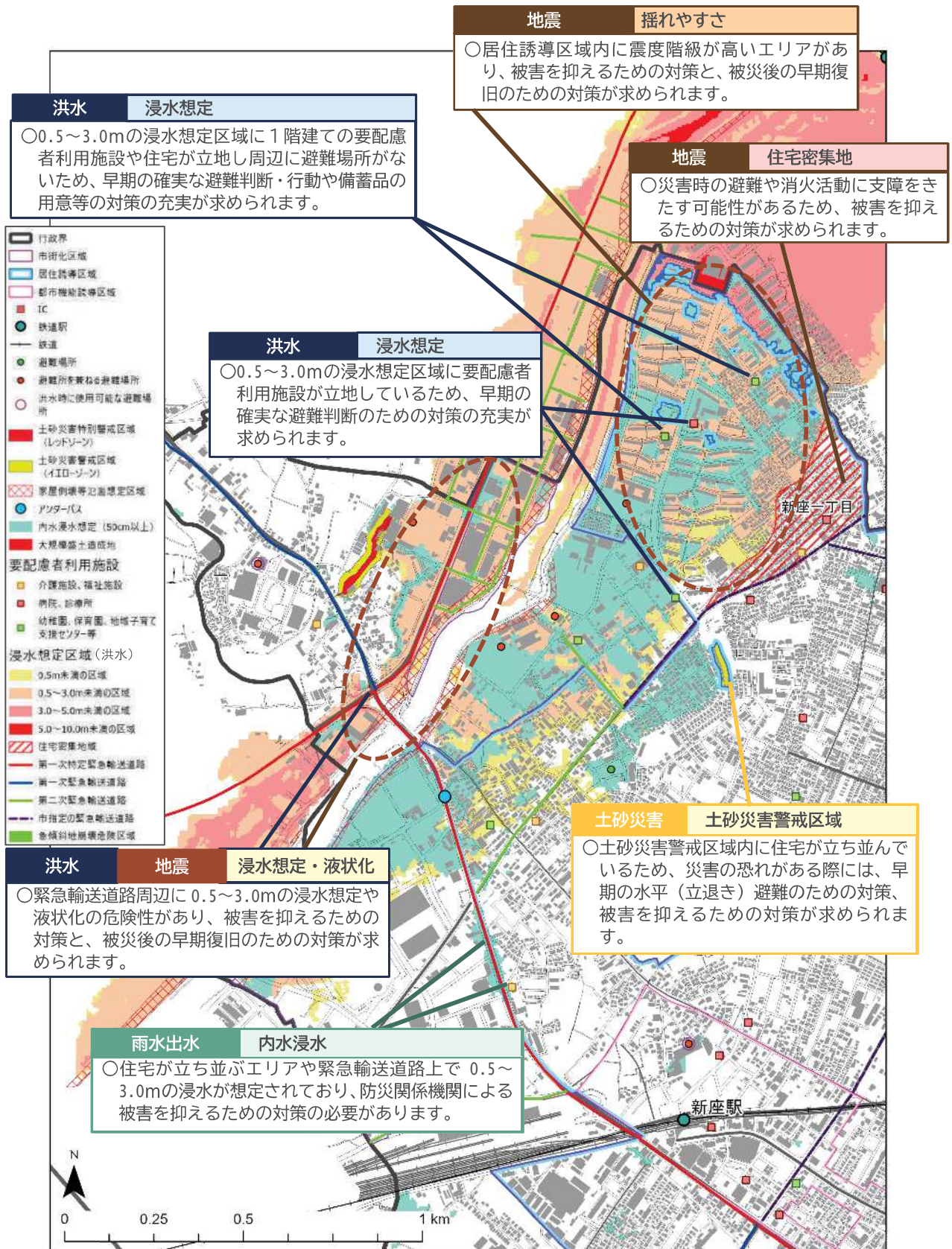


図 課題エリア②(詳細)

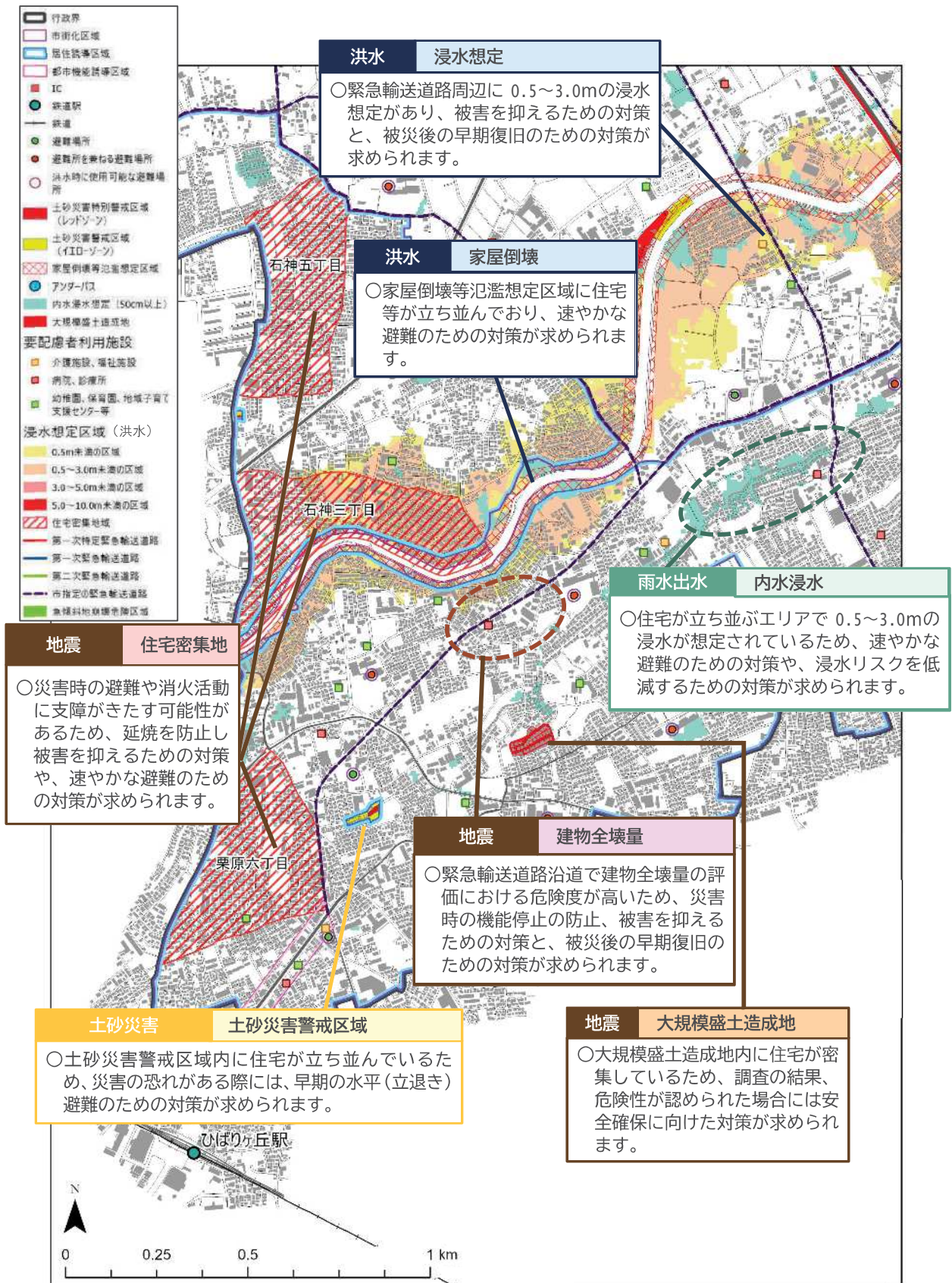


図 課題エリア③(詳細)



(2) 災害に強いまちの形成に必要な課題

本市の都市特性やハザード情報、災害リスクを踏まえ、災害に強いまちの実現に必要な主な課題を以下に整理します。

項目	主な課題
洪水 (外水氾濫)	・ 0.5～30m の浸水想定区域内に 1 階建ての建物や要配慮者利用施設が立地しており、早期の避難判断や備蓄品の用意などが求められる ・ 想定浸水深 30m 以上の浸水想定区域については、区域外への居住誘導と、現に居住する者に対しては早期の避難を促す必要がある
雨水出水 (内水)	・ 緊急輸送道路周辺に 0.5～30m の浸水が想定されるエリアがあり、被害を抑えるための対策が求められる ・ 浸水想定区域内に住宅等が立ち並び、早期の避難判断が求められる
土砂災害	・ 警戒区域内に住宅が立ち並んでいるため、災害の恐れがある場合には早期の水平避難の判断が求められる
地震	・ 緊急輸送道路が災害時において機能停止に陥らないための対策や液状化による被害を抑える対策、早期復旧のための備えが求められる ・ 現に建物の存する居住誘導区域内にも震度階級が高いエリアがあり、被害低減のための対策や早期復旧のための備えが求められる ・ 大規模盛土造成地内に住宅が密集しているため、調査を行い、危険性が認められれば安全確保に向けた対策が求められる ・ 住宅密集地等においては、災害時の避難や消火活動に支障をきたす可能性があり、日ごろからの避難ルートの確認や被害を抑えるための対策が求められる

1-6 防災まちづくりに向けた取組の方針と内容及びスケジュール

まちづくりの方針として掲げている「次世代につなぐ コンパクトで安心な暮らしやすいまち 新座」の実現に向けて、防災・減災の視点から取り組むために、本市の都市構造や特性などを踏まえ、本市における災害リスクの課題に対しての取組方針を定めます。

また、具体的な取組は、関連する国・県及び本市の上位関連計画で実施または計画されている防災・減災の具体的な取組を含め整理するとともに、短期（5年）、中期（10年）、長期（20年）のスケジュールについても以下に示します。

（1）各災害共通の取組

■ 取組方針						
○様々な地域コミュニティにおける防災知識の普及啓発、自主防災会の育成強化等を通じ、自助・共助による防災力強化を図ります。 ○円滑な避難活動を行えるよう、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制の整備を図るとともに、災害発生時の最適な避難ルートの検討及び普及を行います。 ○緊急輸送道路については、被害低減のための対策や、被災後の早期復旧のための備えを行います。						
■ 取組内容とスケジュール						
区分	取組内容	実施主体	実施時期の目標			
			短期 5年	中期 10年	長期 20年	
ソフト	●防災関係機関、市民の連携と防災体制の強化を目指し、防災訓練を継続的に実施するとともに、出前講座などでの防災知識の普及も行います。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画	国 県 市 市民				
ソフト	●地域コミュニティにおける自発的な防災活動を促進するため、各地区の特性に応じた地区防災計画の策定又は見直しを行うよう、市が地区居住者等へ働きかけます。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画	市 市民				
ソフト ハード	●適切な避難経路を想定しておくよう啓発を行うとともに、要配慮者も避難経路として安心安全に利用できる避難しやすい環境整備を推進します。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画	市				
ソフト	●広報誌、ホームページ、各種マスメディア、町内会における回覧等複数の情報媒体を通じて防災知識の普及啓発を行います。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画	市 事業者 市民				
ソフト	●緊急輸送道路について被災時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国、県、近隣市、警察、自衛隊や民間事業者等との協力体制を整備します。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画	国 県 市 事業者 ほか				

(2) 洪水（外水氾濫）・雨水出水（内水）に関する取組

■ 取組方針

- 治水能力の向上により被害の低減を図るため、国・県と連携した総合治水対策を図ります。
- 雨水管渠の整備を引き続き行います。
- 公共施設の整備に対し、雨水浸透貯留施設等の設置を検討し、雨水流出の抑制を図ります。
- 災害リスクの高いエリアについては、安全なエリアへの居住の誘導を検討していきます。
- 浸水被害の低減を図るため、雨水浸透・保水機能を有する緑地・農地の保全に努めます。
- 開発行為等に対し、浸水に関する対策を指導します。

■ 取組内容とスケジュール

区分	取組内容	実施主体	実施時期の目標		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
ハード	●一級河川の荒川における洪水調整施設整備等の治水対策を進め、洪水を安全に流下させる川づくりを推進します。 【関連計画】 ・荒川水系流域治水プロジェクト ・荒川水系新河岸川ブロック河川整備計画 ・新河岸川流域整備計画 ・新座市地域防災計画	国 県 市			
ハード	●一級河川の柳瀬川及び黒目川は、関係機関へ引き続き適正な維持・管理及び更なる治水安全の向上に向けた改修・整備を要望します。 【関連計画】 ・荒川水系新河岸川ブロック河川整備計画 ・新河岸川流域整備計画 ・新座市地域防災計画 ・新座市都市計画マスタープラン	県 市			
ハード	●市管理の河川については、引き続き適正な維持・管理を実施するとともに、更なる治水安全の向上に向けた改修・整備を検討します。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画 ・新座市都市計画マスタープラン	市			
ハード	●新座市雨水管理総合計画における重点対策地区においては、計画目標値の達成に資するハード整備を引き続き行います。 【関連計画】 ・新座市雨水管理総合計画	市 事業者 市民			
ハード	●公共施設の整備においては、積極的に雨水貯留施設、雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、民間開発行為における雨水流出抑制施設の設置を指導します。 【関連計画】 ・新座市雨水管理総合計画 ・新河岸川流域整備計画 ・新座市地域防災計画	市 事業者			
ソフト	●災害リスクの高いエリア（浸水深度 3.0m 以上）から、居住誘導区域への居住を誘導します。	市			

区分	取組内容	実施主体	実施時期の目標		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
ハード	●雨水流出量を抑制するため、農地・樹林地等の保水・湧水機能の保持を図っていきます。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画 ・新座市都市計画マスタープラン	市 事業者 市民			
ハード	●新たな道路整備及び市街地整備においては、透水性舗装を実施します。（雨水出水（内水）対策） 【関連計画】 ・新座市雨水管理総合計画 ・新座市都市計画マスタープラン	市 事業者			

(3) 土砂災害に関する取組

■ 取組方針

- 災害リスクの高いエリアについては、安全なエリアへの居住の誘導を検討していきます。
- 大規模盛土造成地については災害時の滑動崩落による被害を防止するため、一定の要件を満たす箇所について調査し、必要に応じた対策を検討します。

■取組内容とスケジュール

区分	取組内容	実施主体	実施時期の目標		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
ソフト	●災害リスクの高いエリア（土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）から、居住誘導区域への居住を誘導します。	市			
ソフト	●災害リスクの高いエリアの居住者に対し、避難に関する情報を一斉発信する体制を整えます。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画	市			
ソフト	●災害リスクの高いエリアの所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁、排水施設及びその他必要な防災工事を施すよう、県と連携して指導を行います。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画	県 市 事業者 市民			
ソフト	●大規模盛土造成地については令和7年度に実施した変動予測調査結果に基づき、安全性が確認できない場合は、官民連携のもと宅地耐震化を推進します。また、安全性が確認できた場合は、必要に応じて経過観察を実施します。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画	市 市民			
ソフト	●大規模盛土造成地については、発災後の2次災害を防止するために、被災宅地危険度判定を優先的に実施できる体制を整えます。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画	市		 継続	 継続

(4) 地震に関する取組

■ 取組方針

- 建築物やインフラの耐震化や、無電柱化の推進により震災時の被害を最小限に抑える事前対策を講じます。
- 震災に強いまちづくりのため、都市計画制度の活用により、住宅密集地の解消を推進していきます。
- 火災時の延焼を防止するため、特に密集市街地における建物の不燃化やオープンスペースの確保、消防設備の充実を図ります。

■ 取組内容とスケジュール

区分	取組内容	実施主体	実施時期の目標		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
ソフト	●木造率及び建物密度が高い地区については、防火地域又は準防火地域を指定し、不燃化率の改善を図ります。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画	市		継続	継続
ハード	●建築物の倒壊等により緊急輸送道路が閉塞されることを防ぐため耐震化を促進します。 【関連計画】 ・新座市道路整備基本計画 ・新座市地域防災計画 ・新座市建築物耐震改修促進計画	県市			
ハード	●避難所等の重要施設に接続する下水道管路の耐震化を実施します。 【関連計画】 ・新座市上下水道耐震化計画 ・新座市汚水施設地震対策方針	市		継続	継続
ハード	●基幹管路、漏水した際に重大な被害をもたらす可能性のある管路及び避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化を実施します。 【関連計画】 ・新座市上水道施設整備事業計画 ・新座市管路耐震化計画 ・新座市上下水道耐震化計画	市		継続	継続
ソフト	●耐震化に対する意識啓発及び情報提供や耐震関連の各種助成制度を活用し、住宅の耐震化に努めます。 【関連計画】 ・新座市建築物耐震改修促進計画	市事業者 市民		継続	継続
ソフト ハード	●公共建築物及びインフラ施設については、耐震診断を実施し、施設の耐震性能を把握します。その結果、危険性が確認された施設については、利用状況や危険度などを踏まえ、施設の耐震化に努めます。 【関連計画】 ・新座市公共施設等総合管理計画	市			

区分	取組内容	実施主体	実施時期の目標		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
ソフト	●災害時における避難のしやすさを維持するため、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について啓発を行い、助成制度を活用した危険なブロック塀の解消を促します。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画 ・新座市都市計画マスタープラン	市 市民			
ソフト	●自主防災会に配備している軽可搬動力ポンプを活用し、迅速な初期消火活動及び地域の実情に合った細やかな対応を図ります。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画	市 市民			
ハード	●消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情に合った消防水利の増設と機能の確保を図ります。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画	市 事業者			
ハード	●シンボルロード及びその周辺や、新たな市街地整備を行う地区については無電柱化を推進します。 【関連計画】 ・新座市都市計画マスタープラン	市 事業者			
ハード	●空地を確保するため、農地・樹林地等の保全を図っていきます。 【関連計画】 ・新座市地域防災計画 ・新座市都市計画マスタープラン	市 事業者 市民			

1－7 目標値の設定

本指針における目標値は、以下のように設定します。

目標値については、立地適正化計画の進行管理に合わせて、概ね5年ごとに評価を行い、必要に応じて取組等を見直します。

災害 種別	内容	基準	目標値
		令和8(2026)年	令和24(2042)年
共通			
洪水 ・ 内水			
土砂災害	全体の誘導施策と合わせて検討します。		
地震			